

徳川家光花押文書の研究（一）

藤 井 讓 治

はじめに

江戸幕府三代將軍徳川家光が発給した文書には、花押を据えたものと印判を据えたものがあり、家光発給文書を総合的に研究するためには、両者を対象とすべきである。本論文では、その第一段階として花押が据えられた文書を中心に分析し、朱印状・黒印状のような印判状およびそれらと花押の据えられた文書との関係については、第二段階で扱うことにする。

花押が据えられた家光文書には、年号を記したものと、無年号のものとがある。前者は、領知宛行状や禪宗僧への公帖とが主なものである。後者の多くは、御内書と呼ばれるもので、その過半は端午・重陽・歳暮等の儀礼的なものである。残された家光文書の多くはこの御内書に分類されるものである。

これまで、江戸幕府の將軍が発給した文書の研究としては、中村孝也氏の徳川家康文書を対象とした研究、それを補足された徳川義宣氏の研究などがあるが、⁽¹⁾家光の発給した文書についての専論はない。関係するものとして高橋修氏の「近世に於ける御内書についての研究」⁽²⁾がある。この論文は、蜂須賀家文書中の徳川秀忠・家光の御内書を軸に料紙、契機と到来物、

敬語使用、発給担当者、書止、差出、宛名について分析し、豊臣政権なかでも秀頼政権と比較し、徳川政権の大名編成の特質を論じたものである。そこで指摘された諸点については、評価・批判ともに、家光文書に関わる限りで行論中で触れていくことにしたい。なお、江戸幕府の御内書については、徳川家綱以降を扱った上野秀治氏の「江戸幕府御内書の基礎的研究」⁽³⁾がある。

本論文では、家光が発給した無年号の文書の年代を確定ないし推定することを第一の課題とし、同時にこれまで御内書など内容からは年代を推定しがたいとされ放置されてきた文書の年代を推定するための新たな手法を提示したい。確定・推定作業にあたっては受取者の居所と家光の花押の変遷に特に注目する。第二に、年代を確定・推定をしたうえで、この時期幕府の書札札のあり方、特質を明らかにし、そこから読み取れる幕藩制における領主階級の秩序の一端を描くことを課題とする。さらに年代が確定ないし推定されたことから得られる新たな史実にも言及したい。

第一章 酒井備後守・青山伯耆守が奉者である御内書

はじめに

家光の御内書の奉者には、酒井備後守忠利・青山伯耆守忠俊の二人を奉者とするもの、酒井雅楽頭忠世、土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝を奉者とするものがある。本章では、御内書の奉者が、酒井備後守・青山伯耆守であるものを分析していく。一例をあげておこう。⁽⁴⁾

為歳暮祝儀、小袖三到来、喜悅候、猶酒井備後守^(忠利)・青山伯耆守^(忠俊)可申候、謹言、

潤十二月廿四日 家光（花押）

細川内記殿^(忠利)

この家光御内書⁽⁵⁾は、後述するごとく家光の名乗、閏月、宛名の「細川内記」から元和六年（一六二〇）のものである。文末に「酒井備後守・青山伯耆守可申候」とある「酒井備後守・青山伯耆守」を本稿では奉者と呼ぶことにする。⁽⁶⁾

酒井忠利・青山忠俊が奉者である御内書を最初に選んだ理由は、青山忠俊が元和九年十月以前に家光付年寄の地位を離れ、また酒井忠世は元和九年、土井利勝は寛永九年（一六三二）までは徳川秀忠付の年寄であり、酒井忠勝も元和九年以降に家光付年寄となっており、酒井忠利・青山忠俊の両者が奉者である御内書がより古い時期のものであることによる。⁽⁷⁾

第一節 年代確定・推定的前提

一 家光の名乗

「家光」の名乗が最初にみえる史料は、元和六年（一六二〇）正月五日付の従三位の位記⁽⁸⁾においてである。しかし、家光はこの時点ではなお家光を名乗っていない。

『本光国師日記』⁽⁹⁾ 元和六年九月五日条に、

御城へ被為召、出仕、大炊殿・上野殿・^(土井利勝)対馬殿御奏者にて御対面、^(本多正純)若君様・^(安藤重信)御国様御名乗、字切可申上由被 仰出、

家忠 如此引合一重二かき、上包ノ上候、

公之字

忠長 如上、

章之字

右御意二入、則書付阿備州へ渡候而、(阿部正次)
(広橋兼勝・三条西実条)伝奏衆へ被為見候様ニと御錠候、

とある。すなわち元和六年九月五日に崇伝は、秀忠に対面し、「若君様・御国様」の名乗の文字を選ぶことを命じられ、「若君様」には「家忠」、「御国様」には「忠長」を選び引合紙に記して進上したところ、秀忠の「御意」にかなない、その書付が阿部正次を経て、当時家光・忠長の任官のために江戸に下向していた武家伝奏広橋兼勝と三条西実条とに伝えられた。すなわち、この時点では「家光」の名乗はどこにもみられない。

「家光」の名乗は、翌六日に決定する。『本光国師日記』同日条に、

於 御城御年寄衆対談、先日之若君様御名乗、花山ノ元祖ニ有之由、伝奏衆被申上由也、則御名乗七ツ書付、字切ヲ見テ掛御目候、家光、岡之字ニ切ル、御意二入、則書付ル、大高一重二ツ折ニノ書之、

とあり、五日に選んだ「家忠」の名が公家の花山院の元祖の名であることから不都合とされ、この日改めて「家光」が選ばれ、秀忠もそれを了承している。このように、家光が「家光」を名乗るのはこの九月六日以後のことである。

「家光」を名乗り始めるのが元和六年九月六日以降であることが、家光文書の年代確定のための第一の前提となる。いいかえれば、元和六年九月六日以前には「家光」の名が記された文書は存在しないということである。

二 奉者酒井備後守と青山伯耆守

大半の御内書には、文末に奉者が記されている。家光の御内書においては、酒井備後守忠利と青山伯耆守忠俊、酒井雅楽頭忠世、土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝がみられ、内容や閏月などで年代確定が容易におこなえるものを年代順に並べると、奉者はおおよそ酒井忠利と青山忠俊↓酒井忠世↓土井利勝↓酒井忠勝の順に変遷している。

そこで本節では、まず酒井忠利・青山忠俊らが奉者となる時点と彼等から酒井忠世へと奉者が交替する時期をまず確定することにする。酒井忠利と青山忠俊の二人は、『元和年録』⁽¹⁰⁾元和二年五月二十九日条に「酒井備後守・内藤若狭守・青山伯耆守、若君様へ御附被成」とあるように、元和二年五月二十九日に家光付の年寄となった。『元和年録』は編纂史料であり、その記述をそのまま採用するには不安が残るが、同年六月十一日付の細川忠興宛の崇伝書状に「若君様へ御守ニ酒井備後殿・青山耆殿・内藤若狭殿被為付由候」とあり、信賴してよいであろう。なお内藤清次は、翌元和三年七月一日に死去し、家光を名乗る時期には年寄の一員ではなくなっている。

青山忠俊が家光の年寄を辞任する時期は、蟄居を命じられた元和九年十月十九日である。⁽¹³⁾酒井忠利は、『本光国師日記』元和九年六月晦日条に「江戸と六兵へ上ル、雅楽殿・備後殿・伯耆殿・讃岐殿四人之連署、六ノ廿日之日付ニ来ル、御使之通 大納言様へ言上、御機嫌能と申来」とあることから、元和九年六月二十日時点では青山忠俊とともに家光付年寄の地位にあるが、元和十年一月九日以降の家光付年寄連署奉書にはみられず、元和九年末ごろには年寄の地位を離れたようである。

酒井忠利・青山忠俊のこうした動きと、残された御内書には例外なく酒井忠利と青山忠俊の名が連記されていることとから、両者がともに奉者である可能性は、元和九年十月十九日以前ということになる。

つぎに、酒井忠利・青山忠俊に替って奉者となる酒井忠世の動きを検討する。酒井忠世は、慶長十年（一六〇五）以降、秀忠付年寄であったが、家光の將軍宣下を前にして、家光に付けられ、その筆頭年寄となる。その時期を、『東武実録』、『寛政重修諸家譜』⁽¹⁵⁾はともに元和九年二月とするが、元和九年四月二十三日付佐竹義隆書状に、

一大納言様へ御人分被成候、酒井雅楽殿・阿部備中殿・松平丹波殿・伊丹喜之介殿など、先昨日 仰出にて御付被成候、今日又被仰出候て付可申候由、何も今朝御物かたりにて候、左様二候へ者、御上洛被成 還御候ハ、大かた江戸

之御城渡御申可被成と風聞ニて候、

とあることから、公式に忠世が家光付年寄となったのは、元和九年四月二十二日としてよいであろう。⁽¹⁷⁾

このように四月二十二日に忠世が家光付筆頭年寄となり、以降御内書の奉者となったと考えられるが、その時点ではなお酒井忠利も青山忠俊も家光付年寄の地位にあり、御内書の奉者であり続けた可能性は残される。その点を検討しておこう。

次にあげる御内書は、紀州藩主徳川頼宣に宛てられた家光の御内書である。⁽¹⁸⁾

就今度上洛之儀、使者殊羅紗三十間贈給候、懇意之段、誠欣悦之至候、猶酒井雅楽頭可申候、恐々謹言、^(忠世)

六月十八日

家光御書判

紀伊

^(徳川頼宣)
中納言殿

年代確定の前提1の家光の名乗と「六月十八日」という日付から、この御内書は元和七年以降のものであり、徳川頼宣が元和三年七月に中納言に任官し寛永三年八月十九日に大納言に昇進していることから、寛永三年以前のものとなる。⁽¹⁹⁾ 本文に「今度上洛之儀」とあることに注目すると、元和七年から寛永三年の間に家光が上洛したのは元和九年と寛永三年の二回あり、この御内書は元和九年か寛永三年のいずれかの年のものとなる。家光の上洛日時は、元和九年は六月二十八日江戸発、七月十三日京都着、寛永三年は七月十二日江戸発、八月二日京都着であり、⁽²⁰⁾ このことから年代を特定することはできない。

そこで、書止文言の「恐々謹言」に注目しよう。紀州徳川頼宣に出された歴代將軍の御内書の写を収めた「権現様台徳院様大猷院様御内書写」には、頼宣が中納言であり、酒井忠世が奉者である歳暮の祝儀に関する御内書が三通書き留められている。先に述べたように忠世が家光付年寄となるのは元和九年であり、頼宣が中納言から大納言に昇進するのは寛永三年八月十九日であることから、この三通の御内書は、それぞれが元和九年・寛永元年・寛永二年のいずれかの年のものとなる。

そこで、この三通の御内書の書止文言をみるといずれも「謹言」とあり、先の六月十八日付の御内書の「恐々謹言」に比して薄礼となっている。元和九年から寛永三年八月の間に受取人である頼宣の地位には変化はなかったのに対し、差出人である家光は、元和九年七月二十七日に將軍宣下を受けるとともに正二位内大臣に昇進しており、この家光の地位の上昇が「恐々謹言」から「謹言」へという書札の薄礼化をもたらしたと考えられる。とすれば六月十八日付の御内書は家光の地位の上昇する將軍襲職以前のもの、すなわち元和九年のものとなる。

この御内書が元和九年のものと推定されたことによつて、少なくとも元和九年六月十八日までは、家光の御内書の奉者は酒井忠利・青山忠俊の二人から酒井忠世へと交替していたことが確認でき、さらに、忠世が家光付となった四月二十二日からこの御内書の出された六月十八日までの間の家光付年寄衆の動向を辿る限り、交替の契機を忠世が家光付年寄となった時以外に求めることは困難であり、四月二十二日以降、家光御内書の奉者は酒井忠利・青山忠俊から酒井忠世に交替したとしてよいであろう。⁽²¹⁾

以上の諸点を踏まえれば、酒井忠利・青山忠俊が奉者である家光の御内書は、元和六年九月六日以降、元和九年四月二十二日以前のものとなる。これが、家光文書の年代確定のための第二の前提である。なお、この前提については、以降の論述においても帰納的に論証されるであろう。

第二節 年代確定作業の第一階梯

年代確定作業の第一階梯として、内容・宛名等によつて年代を確定ないし推定できるものを取りあげる。なお、元和六年（一六二〇）九月より元和九年四月までの家光発給文書には年号を記したものは管見の限りではみられない。

一 細川家文書の家光御内書

細川家文書⁽²²⁾には五四通の家光の御内書が残されている。このうち表1に示したように、奉者が酒井忠利・青山忠俊であるものは四通ある。これらはいずれも「細川内記」宛のものである。前提の1・2の時期、すなわち元和六年（一六二〇）から元和九年までの時期に「細川内記」を称するのは細川忠利を⁽²³⁾おいて他にない。細川忠利が内記を称するのは、慶長五年（一六〇〇）八月二十日以降、越中守に任官し御札登城する元和八年十二月二十三日以前のことである。とすれば、これら四通の御内書は、元和六年以降元和八年以前のものとなる。

四通のうち二通が歳暮の祝儀に関するもので、その内の一通（細川4）には「潤十二月廿四日」とある。元和六年から元和八年の間で閏月のある年は元和六年のみであることから、細川4は、元和六年のものと確定する。歳暮の祝儀に関する御内書が一年に二度出されることは考えられないので、十二月二十四日付の細川3の御内書は、忠利の越中守任官が元和八年十二月二十三日以前であることからして、元和七年のものとなる。

六月七日付の細川1は、文頭に「就其許下着」とある。そこで、少々煩瑣となるが、まず細川忠利の元和六年から元和九年までの居所と行動を確定しよう。忠利の居所については、『大日本近世史料 細川家史料⁽²⁴⁾』に⁽²⁵⁾注記されており、概ね問題はないが、元和六年から元和九年にかけては若干不備があるので補足し、現在分る限りで確定しておく。

忠利は、元和五年四月二十八日豊前中津を出て、五月四日に京都に着き、しばらく京都に滞在したあと、少なくとも十月には江戸にいる。⁽²⁶⁾元和六年正月を江戸で迎え、同年十一月二十八日に暇を得て江戸を発ち、閏十二月七日付の忠利宛細川忠興書状に「去月十五日吉田（京都）へ参著、女御様へ御札之儀、津興庵^(津田秀政)江談合之上、進物已下板倉殿父子差図二^(勝重・重宗)而御札相済、被下之由⁽²⁷⁾」とあるように、十二月十五日に京都に着き、間もなく豊前中津に帰った。ところが、同年閏十二月十二日付の江

表1 家光花押文書1 (所蔵別)

番号	月	日	書出し	末	名乗	原	奉者	宛名	出典
細1	6	7	就其許下着為音信湯帷	謹	家光	原	備伯	細川内記弔	細川家文書
細2	11	13	就鷹野時分道服庸着綿	謹	家光	原	備伯	細川内記弔	細川家文書
細3	12	24	為歳暮祝儀小袖三到来	謹	家光	原	備伯	細川内記弔	細川家文書
細4	⑫	24	為歳暮祝儀小袖三到来	謹	家光	原	備伯	細川内記弔	細川家文書
毛1	1	23	為年頭之祝儀使者殊太	恐	家光	原	備伯	幻庵	毛利家文書
毛2	5	2	為端午祝儀帷子五内単	恐	家光	原	備伯	宗瑞	毛利家文書
毛3	5	2	為端午之祝儀帷子五内	恐	家光	原	備伯	幻庵	毛利家文書
毛4	9	5	為重陽祝儀小袖一重被	恐	家光	原	備伯	幻庵	毛利家文書
毛5	9	7	為重陽之祝儀小袖一重	恐	家光	原	備伯	幻庵	毛利家文書
毛6	12	23	為歳暮之祝儀小袖一重	恐	家光	原	備伯	幻庵	毛利家文書
毛7	⑫	25	為歳暮之祝儀小袖一重	恐	家光	原	備伯	宗瑞	毛利家文書
毛8	1	12	為年頭之祝儀使者殊太	謹	家光	原	備伯	松平長門守弔	毛利家文書
毛9	5	2	為端午之祝儀帷子拾之	謹	家光	原	備伯	松平長門守弔	毛利家文書
毛10	7	1	為音信使者殊道服五到	謹	家光	原	備伯	松平長門守弔	毛利家文書
毛11	9	5	為重陽祝儀小袖五到来	謹	家光	原	備伯	松平長門守弔	毛利家文書
毛12	9	7	為重陽之佳兆小袖五到	謹	家光	原	備伯	松平長門守弔	毛利家文書
毛13	12	23	為歳暮之祝儀小袖五到	謹	家光	原	備伯	松平長門守弔	毛利家文書
蜂1	2	18	為年頭之祝儀小袖三并	也	家光	原	備伯	蓬安	蜂須賀家文書
蜂2	7	12	就下国為音信鯉一箱到	也	家光	原	備伯	蜂庵	蜂須賀家文書
蜂3	5	2	為端午之祝儀帷子一単	也	家光	原	備伯	〈阿波〉松平千松弔	蜂須賀家文書
蜂4	5	2	為端午祝儀帷子三之内	也	家光	原	備伯	松平千松弔	蜂須賀家文書
蜂5	9	4	為重陽祝儀小袖三到来	也	家光	原	備伯	松平仙松弔	蜂須賀家文書
蜂6	9	5	為重陽之祝儀小袖三到	也	家光	原	備伯	松平千松弔	蜂須賀家文書
蜂7	12	24	為歳暮祝儀小袖三到来	也	家光	原	備伯	松平千松弔	蜂須賀家文書
蜂8	12	24	為歳暮祝儀小袖三到来	也	家光	原	備伯	松平千松とのへ	蜂須賀家文書
蜂9	⑫	25	為歳暮之祝儀小袖三到	也	家光	原	備伯	松平千松弔	蜂須賀家文書
上1	9	3	為重陽祝儀小袖三被相	恐	家光	原	備伯	〈米沢〉中納言弔	上杉家文書
上2	⑫	22	為歳暮祝儀小袖三被相	恐	家光	原	備伯	〈米沢〉中納言弔	上杉家文書
立1	5	1	為端午祝儀帷子三之内	謹	家光	原	備伯	立花左近弔	立花文書
立2	12	21	於国本就越年使者殊小	也	家光	原	備伯	立花左近弔	立花文書
立3	12	24	為歳暮祝儀小袖三到来	謹	家光	原	備伯	立花左近丞弔	立花文書
島1	1	12	為年頭之祝儀使者殊太	恐	家光	原	備伯	薩摩宰相弔	島津家文書
島2	5	2	為端午之祝儀帷子五内	恐	家光	原	備伯	薩摩宰相弔	島津家文書
島3	5	23	為音信沈香五斤被贈之	恐	家光	原	備伯	〈薩摩〉宰相弔	島津家文書
島4	12	23	(前欠)	恐	家光	原	—	〈薩摩〉宰相弔	島津家文書
島5	12	24	為歳暮祝儀小袖五被贈	恐	家光	原	備伯	〈薩摩〉宰相弔	島津家文書

柳 1	3	20	家のへいほうのこさす	也	家光	原	ナシ	やきゆう又右衛門	柳生文書
柳 2	3	21	新陰流兵法不残相伝喜	也	家光	原	ナシ	柳生又右衛門とのへ	柳生文書
松 1	5	3	為端午祝儀帷子三之内	也	ナシ	影	備伯	松平主殿頭とのへ	松平千代子氏
松 2	12	24	為歳暮祝儀小袖二到来	也	ナシ	影	備伯	松平主殿頭とのへ	松平千代子氏
中 1	9	7	为重陽祝儀小袖三到来	也	ナシ	原	備伯	中川内膳正とのへ	中川家文書
中 2	12	27	為歳暮祝儀小袖二到来	也	ナシ	原	備伯	中川内膳正とのへ	中川家文書
稲 1	9	4	为重陽祝儀小袖二到来	謹	家光	影	備伯	臼杵侍従 ㊗	稲葉文書
稲 2	12	24	為歳暮祝儀小袖一重到	謹	家光	影	備伯	〈臼杵〉侍従 ㊗	稲葉文書
加 1	3	29	為音信小袖五并国之酒	也	ナシ	影	備伯	加藤式部少輔 ㊗	水口加藤文書
加 2	6	3	為音信道後酒五樽鯉節	也	ナシ	影	備伯	加藤式部少輔とのへ	水口加藤文書
宗 1	12	18	為音信鶴二国之鯉到来	也	家光	原	備伯	宗対馬守 ㊗	大阪青山短期大学所蔵文書
池 1	5	30	為音信奈良酒二樽串蛸	也	家光	原	備伯	松平新太郎 ㊗	池田家文庫
本 1	9	5	为重陽祝儀小袖三到来	謹	家光	影	備伯	松平宮内少輔 ㊗	本法寺文書
妙 1	2	29	恒例祈祷之札并條三筋	也	ナシ	原	備伯	〈鞍馬〉妙寿院	鞍馬寺文書
妙 2	4	15	恒例祈祷札并條三筋到	也	ナシ	原	備伯	〈鞍馬〉妙寿院	鞍馬寺文書
徳 1	1	10	為年頭之祝儀使者殊太	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳 2	1	12	為年頭之祝儀太刀一腰	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳 3	2	4	為使者被差越松平久太	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳 4	5	2	為端午之祝儀帷子単物	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳 5	5	3	為端午之祝儀帷子五之	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳 6	6	16	為御音信使者殊奈良酒	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳 7	7	6	為七夕之祝儀黄金十両	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳 8	7	7	为生見玉祝儀黄金拾両	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳 9	7	27	就爱許相移候早々使者	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳10	9	7	為見廻使者殊奈良酒二	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳11	9	7	为重陽之祝詞小袖二重	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳12	9	8	为重陽祝儀小袖二重贈	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳13	10	11	今度所勞之由無心元御	恐	家光	写	井上	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳14	11	25	奈良新酒朋樽贈給之祝	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳15	12	23	為歳暮之祝儀小袖二重	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳16	12	24	為歳暮祝儀小袖二重贈	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳17	⑫	16	鷹之鶴贈給之被入御念	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
徳18	⑫	26	為歳暮祝儀小袖二重贈	恐	家光	写	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写

注. ⑫は閏12月のこと。

止の欄は、文末の書止文言のことで、「恐」は「恐々謹言」、「謹」は「謹言」の略記。

原の欄の、「原」は原本、「影」は影写本、「写」は写本の略記。

奉者の欄の「備伯」は酒井備後守忠利・青山伯耆守忠俊の略記。

宛名の欄の〈 〉は、脇付であることを示す。

戸幕府年寄連署奉書が中津に届き、父忠興の急病を知らせるとともに見廻のための江戸下向が命じられた⁽²⁸⁾。これを受けて、忠利は、同月二十一日に中津を発った⁽²⁹⁾。江戸着は、『梅津政景日記』⁽³⁰⁾ 元和七年正月十八日条に「去月廿七日ニ細川越中殿御煩ニ付被遣候御飛脚罷帰候、御状之御返事ハ内記殿と被遣候、其様子ハ、越中殿御煩ニ付、御国本と当六日ニ江戸へ御着之由、同八日之御状也」とあるように、元和七年正月六日に江戸に着き⁽³¹⁾、同七日江戸城に登城した⁽³²⁾。

忠利は、元和七年三月十一日忠利宛忠興書状に「明日は大炊殿・主計殿・信濃殿数奇ニ而御出候、依躰其方よび出事も可⁽³³⁾在之候間、よそへの先約候とも、被違候て此方へ可被来候事」とあることから、少なくとも三月十二日までは江戸にいる。

忠利が、江戸を離れた日は明確ではないが、在京する公家土御門泰重の日記⁽³⁴⁾ 元和七年四月十四日条に「朝飯ニ細川三斎へ参候、飯後罷帰さまに同内記見廻申候^(忠利)」とあり、忠利も父忠興とともにこの時点には江戸を離れ京都にあった。忠興が寛永四年十一月二十二日に江戸を発ち十二月二日に京都に着いているように、江戸から京都までは約一〇日かかっていることからすれば、忠利が江戸を離れた日は三月末日か四月のごく初旬ということになる。その後、京都をいつ発ったかは明確ではないが、『東武実録』 元和七年五月三日条に「細川内記忠利^(後越中守) 二改ム 休暇ヲ賜り、領国下著ニ依テ、御礼トシテ、使者を以テ、胴服五ヲ獻ス、是ニ依テ、奉書ヲ忠利ニ賜ル⁽³⁵⁾」とある記事を「奉書⁽³⁶⁾」の出された時と解すれば、四月中には中津に着いたものと推定される。

忠利は、同年六月二十三日に父と替って中津城から小倉城に移り、同年十一月小倉を出て、十二月十七日付忠興宛披露状に「十二月十四日ニ、無事ニ江戸へ罷著候⁽³⁷⁾」とあるように、十二月十四日に江戸に着いた。翌元和八年は一年を通して江戸におり、同年十二月二十三日に越中守に任官し登城している。

元和九年は、秀忠・家光の上洛に先立ち京都に行くが、五月三日付の忠利宛忠興書状によれば忠興・忠利ともに江戸にお⁽³⁸⁾いる。しかし六月一日付忠興宛忠利披露状に「為御見廻依飛脚申上候（中略）廳⁽³⁹⁾而御上洛奉待候、上方相易儀も無御座候⁽³⁹⁾」

とあるように、この日までに忠利は京都に着いている。そして閏八月一日には京都を発ち、国元小倉に帰り、越年している。以上検討してきた忠利の居所からすれば、忠利は元和六年・八年ともに七月には江戸におり、七月十二日付の細川1の「就其許下着」を満たす年は、元和七年において他にはなく、細川1の御内書は元和七年のものとなる。

二 毛利家文書の家光御内書

毛利家文書⁽¹⁰⁾には八七通の家光御内書がある。このうち表1に示したように、奉者が酒井忠利・青山忠俊であるものは、宗瑞Ⅱ幻庵（毛利輝元）宛のものが七通、毛利秀就宛のものが六通ある。

毛利家文書のうち閏十二月二十五日付の宗瑞宛の御内書（毛利7）は、前提1・2より元和六年（一六二〇）から元和八年のあいだのものであり、かつこの間に閏十二月のあるのは元和六年に限られることから元和六年のものと確定する。

毛利輝元宛の端午の祝儀に関する御内書は二通残されているが、前提の1・2から、元和七年か元和八年のいずれかのものである。この二通のうち一通は「宗瑞」宛、他の一通は「幻庵」宛である。輝元が幻庵宗瑞を名乗るのは、関ヶ原の戦いの直後の慶長五年（一六〇〇）十月のことである。⁽⁴¹⁾その後、輝元は、日常的には宗瑞を使い幻庵を使用する例は極めて少ないが、家光の御内書をみるかぎり宗瑞宛のものより幻庵宛のものが圧倒的に多く、いずれかの時点で御内書における呼称が変化したと考えられる。輝元は寛永二年（一六二五）四月二十七日に萩において死去するが、⁽⁴²⁾その折に將軍家光から毛利秀就に出された五月十九日付の御内書には「幻庵遠行之由、驚思召候」⁽⁴³⁾とあり「幻庵」の呼称が用いられており、また家光が將軍となつて以降の家光の輝元宛の御内書はいずれも「幻庵」に宛てられていることから、⁽⁴⁴⁾家光の御内書における輝元の呼称は「宗瑞」から「幻庵」へと変遷したものと考えられる。とすれば、二通の五月二日付の御内書は元和七年か元和八年いずれかのものであることから、より古い呼称である「宗瑞」宛のものが元和七年のもの、その後の呼称である「幻庵」宛の

ものが元和八年のものとなる。さらに、後述する花押の変遷からも、宗瑞宛の毛利2の花押が幻庵宛の毛利3に先行するものであることが確認できる。

毛利10の御内書を検討しておこう。⁽⁴⁵⁾

為音信、使者、殊道服五到来、喜悅候、猶酒井備後守・青山伯耆守可申候、謹言、^(忠利)^(忠俊)

七月朔日 家光(花押)

^(毛利秀就)
松平長門守殿

この御内書は、前提1・2から元和七年か八年のいずれかのものである。そこで、秀就の居所を検討すると、『本光国師日記』元和六年十一月六日条(崇伝在江戸)^(毛利秀就)に「松平長門殿九月廿九日之状来ル、真作持参也、近日可罷下候間、面上二可得御意との書中也」とあるように九月二十九日の時点では在国であるが、近く江戸へ「罷下」と報じている。秀就がいつ江戸に参勤したかはいまのところ確定できないが、元和七年二月七日付秀就・秀元宛宗瑞書状に「其地火事之様子、慥二相聞候」⁽⁴⁶⁾とあり、元和七年正月二十四日の尾張藩邸から出た火事⁽⁴⁷⁾のときには江戸にいたことが確認される。ついで右筆建部伝内⁽⁴⁸⁾のものと推定される「江戸幕府朱黒印内書留」には、元和七年の部分に、

就至国元下着、使者、殊繻珍卅卷到来、喜覺候、猶土井大炊助可述侯也、^(利勝)

七月二日

^(毛利秀就)
松平長門守とのへ

の秀忠の御内書が書き留められている。⁽⁴⁸⁾文頭に、「就至国元下著」とあることから、秀就は元和七年七月二日より以前に江戸から帰国している。『本光国師日記』元和八年二月十一日条(崇伝在江戸)には「松平長門殿と使者来ル、正月五日之状来ル、南都諸白大樽三つ来、国本と之使者八煩、京二居候由也、当地二居候小玉与左衛門と申仁持参也」とあり、正月五日

の時点では秀就は在国である。さらに、『本光国師日記』同年三月二十九日条（崇伝在江戸）には「松長門守殿御屋敷御移徙之吉日之儀申来ル」とあり、秀就はこのときまでに江戸に参勤している。元和八年十月五日付で国元の家老益田元祥等に送った秀就書状には「急度申遣候、本多上野介殿事、進退被相果候」とあり、在江戸が確認される。さらに元和九年正月二十日に死去した児玉若狭守元忠の跡目について国元にいた輝元から秀就・就隆に宛てられた書状に「児玉若狭跡目之儀二付而、其許へ申上せ候処、委敷御返事二候」とあり、秀就の在江戸が確認でき、元和九年は正月を江戸で迎えている。

こうした秀就の居所と行動と、七月二日付の御内書に「使者」とあることからして、この御内書は元和七年のものと推定される。なお、この使者は、先にあげた七月二日付の秀忠御内書にある使者と同時に江戸に遣わされたものであろう。

次に正月十二日付の御内書（毛利⁽⁵²⁾）を検討する。

為年頭之祝儀、使者、殊太刀一腰馬一疋到来、欣悦候、委曲酒井備後守・青山伯耆守可申候、謹言、

正月十二日 家光（花押）

（毛利秀就）
松平長門守殿

年代推定の前提1・2から、この御内書は元和七年から元和九年のものである。本文に「使者」とあることから、毛利秀就は国元にいたと考えられる。元和七年から元和九年の三年の間のうち、先述したように元和七年と元和九年とは秀就は江戸におり、正月に国元にいるのは元和八年のみであり、この御内書は元和八年のものと推定される。

三 蜂須賀家文書の家光御内書

蜂須賀家文書⁽⁵³⁾には九八通の家光御内書がある。このうち表1に示したように、奉者が酒井忠利・青山忠俊であるものは「松平千松」宛のものが七通、蓬庵宛のものが二通ある。

「松平千松」宛の七通のうち二通が端午の祝儀、二通が重陽の祝儀、三通が歳暮の祝儀に関するものである。年代確定の前提1と2から、端午と重陽のものは元和七年（一六二一）か元和八年のもの、歳暮のものは元和六年以降八年以前のものである。また宛名の「松平千松」は蜂須賀忠英のことであり、忠英は元和六年二月二十六日に遺領を継ぎ、元和九年九月十日に元服、従四位下阿波守に叙任しており、上記の前提とは矛盾しない。

「松平千松」宛の家光の御内書のうち内容・形式から年代を確定しうるのは、「潤十二年廿五日」の月日をもつ蜂須賀9の一通のみである。先述のごとく元和六年から元和八年の間に閏十二月があるのは元和六年のみであることから、蜂須賀9は元和六年のものと確定する。蜂須賀9が元和六年のものとなったことで、蜂須賀7・蜂須賀8は、元和七年か元和八年いずれかの年のものとなるが、内容・形式からは年代を特定できない。

内容から推定が可能なものは蜂須賀2の次にあげる蓬庵宛の御内書⁽⁵⁵⁾である。

就下国、為音信鯉一箱到来、喜悅候、猶酒井備後守・青山伯耆守可申候也、
(忠利)
(忠俊)

七月十二日 家光（花押）

(蜂須賀家政)
蜂庵

家光の名乗と奉者から、この御内書は元和七年か元和八年のいずれかのものである。そこでこの間の蓬庵の居所と行動とを跡付けることにする。

『本光国師日記』に「松平阿波守至鎮^(蜂須賀)元和六年二月廿六日阿州にて遠行」とあるように、元和六年二月二十六日、蓬庵の子であり藩主であった至鎮が阿波で死去した⁽⁵⁶⁾。その跡を継いだのが十歳の千松のちの忠英である。至鎮が死去したとき

蓬庵の居所は、

阿波守所勞之由相聞、無心許候、無油断養性肝要候、猶本多上野介・土井大炊助可申候也、
(蜂須賀至鎮)
(正純)
(利勝)

二月十六日 (徳川秀忠)
(黒印)

(蜂須賀家政)
蜂庵

阿波守不慮之仕合絶言語候、心底之程併察覚、仍為香典銀子五百枚遣之、可述口上者也、

三月五日 (徳川秀忠)
(黒印)

(蜂須賀家政)
蜂庵

とあることと、⁽⁵⁷⁾至鎮が阿波で死去したこととから、阿波にいたと考えられる。その後の動きについては、『本光国師日記』

元和六年五月十五日条(崇伝在江戸)に、

阿波川首座⁶⁰使僧斤首座来、宣首座卯月廿一日之状来、帷子五つ内⁵⁹単物二来ル、出世望之由之書中也、蓬庵卯月十八日之状来、宣首座出世之儀、馳走候様二と申来ル、

とあるように、蓬庵は引き続き阿波にいる。さらに『本光国師日記』同月十七日条に阿波に帰る斤首座に蓬庵へ返書を託したことが記されていることから蓬庵の阿波在は確認できる。

近日可有参勤之由候、向寒気、其上千松^(蜂須賀忠英)久々二⁶⁰而帰国之事候之間、旁以於国元緩々与致越年、当年者下向之儀必無用候也、

八月廿八日 (徳川秀忠)
(黒印)

(蜂須賀家政)
蓬庵

(蜂須賀忠英)
松平千松とのへ

この秀忠の御内書の年代は、『大日本史料』で元和六年のものとし、また『東武実録』⁽⁵⁸⁾もこの年のこととする。この点は、『江戸幕府朱黒印内書留』⁽⁶⁰⁾に同文の秀忠の御内書が留められており、その記載順から元和六年のものであることは動かない。

とすれば、八月の時点も蓬庵は阿波にいたことになる。また、この御内書で年内の江戸への参勤を止められており、また『本光国師日記』元和六年閏十二月十六日条（崇伝在江戸）に「阿州蓬庵へ状遣ス、福聚寺へも状遣」とあることから、蓬安は元和六年末まで阿波を動いていない。

元和七年の春には、蓬庵は千松とともに江戸にいたことが次の書状⁽⁶¹⁾から知られる。

一はちすか千松殿来儀候、礼返しを遣度候間、いつにても其方^(蓬庵)はうあんへ被見候ハ、其次而二使可遣候間、左右を可承候事、

一玄番^(番)むすめ有付、弥定り候や事、
(細川興元)

已上

十六日

(細川忠興)
宗立

(細川忠利)
内き殿

この書状は、元和六年閏十二月に法躰となり宗立と名を改めた細川忠興から子の細川忠利に宛てられたものである。『細川家史料』では、元和七年二月二十八日付の忠利宛忠興書状に「玄番むすめ佐久間信濃^(勝年)と被申合候由、此前我等二何とそ被申候哉、失念候⁽⁶²⁾」とあることから、関連文書としてその後に掲載されているものである。「はちすか千松殿来儀候」とあることから、忠興は江戸にいることは確実であり、また書状の内容から忠利も江戸にいたと推定される。元和六年末から元和八年十二月までの間に忠興・忠利がともに江戸にいるのは忠利が参勤した元和七年正月六日以降、両者ともに江戸を発つ三月末か四月初旬までの間のみであり、この書状は元和七年の一月・二月・三月いずれかの月のものとなり、「はちすか千松殿」と「ほうあん」とはこのころ参勤し江戸にいたことになる。さらに二月二十八日付の忠興書状にある「玄番むすめ佐久間信濃と被申合候由」の部分を十六日の書状の「玄番むすめ有付、弥定り候や事」という忠興の問に対する忠利の返答と解すれ

ば、この十六日付の忠興書状は二月十六日のものとなり、時期はより限定されたものとなる。

では、蓬庵はいつ阿波へ下国したのだろうか。『本光国師日記』元和七年六月十七日条（崇伝在京都）には「蓬庵六月十日之状来、福聚寺上洛言伝かり被来ル」とあり、六月十日には阿波にすることが判明する。⁽⁶³⁾ その後も阿波にいたことは『本光国師日記』同年七月一日条に「蓬庵へ返書遣ス、千松殿へも状遣、福聚寺帰国之便宜也」（崇伝在京都）、同九月五日条の福聚寺宛書状に「八月六日之御状、九月朔日於江戸令拝見候（中略）閣下入寺之儀、蓬庵老々御催之由候」（崇伝在江戸）などとあることから確認できる。

この後、元和八年の蓬庵の動きを辿ることはできないが、元和七年の五月か六月に国元に帰った大名が、特異な状況がない限り元和七年中に江戸に参勤することはない⁽⁶⁴⁾、また翌元和八年の四月ころに参勤したとしても、その直後の六月七月に下国する可能性はきわめて少ない。また、蜂須賀忠英は、元和九年正月十二日に山内忠義らとともに將軍秀忠から茶に招かれており、江戸に居ることが確認され、忠英が幼少であったことから蓬庵も行動を共にしていたとすれば、元和八年の後半には江戸に参勤した可能性はありえるが、『蜂須賀蓬庵』⁽⁶⁶⁾ 所収の「蓬庵年表」にはこの年の江戸参勤は記されていない。

以上のように蓬庵の居所については、元和八年は多くの推測を含むが、七月一日付の御内書にある「就下国」を満了す年は元和七年が最も適当であろう。この推定を補強するものとして、「松平仙松」宛の元和七年七月の秀忠御内書があげられる。

就至国元下著、使者、殊繻珍卅卷并熨斗蛇一箱到来、悦覚候、猶土井大炊助可述候也、

七月

(ママ)

(蜂須賀忠英)
松平仙松とのへ

この御内書は、「江戸幕府朱黒印内書留」に留められたもので元和七年のものである。奉者が土井利勝であることから、秀忠の御内書である。なお、この御内書の正文が蜂須賀家文書中にあり、その日付は七月十三日である。⁽⁶⁸⁾ この御内書からす

れば、蜂須賀忠英は六月中には阿波に帰国したようであり、蓬庵が忠英と行動を共にしたと考えれば、先の蓬庵宛の家光御内書は、こうした点からもこの時のものと推定される。

四 上杉家文書の家光御内書

上杉家文書には三二通の家光御内書がある。このうち表1に示したように、奉者が酒井忠利・青山忠俊であるものは、上杉景勝宛の二通のみである。⁽⁶⁹⁾

前提1・2から、九月三日付の重陽の祝儀についての御内書（上杉1）は元和七年（一六二一）か元和八年のいずれか、歳暮の祝儀に関する御内書（上杉2）は元和六年から元和八年のいずれかのものである。このうち上杉2の御内書には「潤十二月二十二日」とあり、元和六年から元和八年の間に閏十二月のあるのは元和六年のみであることから、この御内書は元和六年のものとなる。⁽⁷⁰⁾ 上杉1は、形式・内容からは年代を特定できない。

五 立花文書の家光御内書

立花文書に残された家光の御内書は表1にあげた三通のみである。そのうちの一通は、次にあげるものである。⁽⁷²⁾

於国本就越年、使者殊小袖五到来、欣悦候、尚酒井備後守・青山伯耆守可申候也、^(忠利)

十二月廿一日 家光（花押）

立花左近殿^(宗茂)

前提1と前提2とから、本御内書は元和六年（一六二〇）以降元和八年以前のものである。次に、宛名の「立花左近」は、元和八年十二月二十八日に飛騨守に任官するまで左近を称した立花宗茂のことであるが、官途名からは年代幅は縮まらない。⁽⁷³⁾

そこでこの間の宗茂の居所を辿ることにしよう。宗茂は、元和六年十一月二十七日に將軍秀忠から筑後柳川を拝領した。立花文書中の「覚」⁽⁷⁴⁾には、

覚

一 ^(元和六年)かのへさるノ十一月廿七日ニ筑後拝領之儀被仰出候事、

^(元和七年)

一 かのとりノ正月、御暇被下、同廿一日ニ江戸罷立、二月廿四日ニ筑後へ罷着、同廿八日ニ柳川入城仕候事、上使衆

同日ニ被上候、

一 ^(元和八年)翌年いぬノ年九月ニ為御礼罷上候事、

とあり、また『本光国師日記』元和七年三月十八日条（崇伝在江戸）には、

立花左近殿も二月晦日之状来、筑後柳川も来ル、路次中天氣悪敷、二月廿六日筑後へ著、同廿八日、城請取罷移候、とある。両者の記事に齟齬はない。この二つの記事から、宗茂は、元和七年正月二十一日に江戸を發ち、二月二十八日に柳川城に入り、その年は国元で越年し、翌八年九月に柳川を發ったことが分る。九月二十日付富士谷紹務宛立花宗茂書状に「唯今伏見迄罷著候」⁽⁷⁵⁾とあるように、この日伏見に着いている。さらに三河吉田藩主松平忠利の日記の十月五日条には「立花左近殿、当町ニ被泊候」とあり、この日三河吉田に泊っている。元和八年十月二十一日付で江戸にいた細川忠利が国元の忠興に送った披露状に「立花殿も御下候而、御仕合能御目見候事」⁽⁷⁶⁾とあり、十月末には江戸に着いている。

以上のような宗茂の居所と行動からすれば、元和六年から元和八年までの間に国元柳川にいたのは元和七年のみであり、この御内書の冒頭の「於国本就越年」の条件を満たすのは元和七年以外にはなく、この御内書はこの年のものと確定できる。

六 島津家文書の御内書

島津家文書⁽⁷⁷⁾には、七〇通の家光御内書がある。このうち表1に示したように、奉者が酒井忠利・青山忠俊であるものは、島津家久宛の五通のみである。そのうちの正月十二日付の島津1を検討しよう。

為年頭之祝儀、使者、殊太刀一腰馬一疋被贈之、欣悦候、猶酒井備後守・青山伯耆守可申候、恐々謹言、

正月十二日 家光(花押)

(島津家久)
薩摩宰相殿

この御内書は、前提1・2から元和七年(一六二二)から元和九年のものである。本文に「使者」とあることに注目して、家久の居所を検討すると、元和六年八月七日付で江戸にいた細川忠利が細川忠興に宛てた披露状に「島津殿四五日已前二御下候而御目見⁽⁷⁸⁾二」とあり、元和六年八月始めには江戸に参勤している。同年閏十二月十日付の島津家久書状に「此方為見廻至遠路使者(中略)公方様御機嫌能、(中略)来春者早々可令帰国候間⁽⁷⁹⁾」とあり、閏十二月の時点では江戸にあり来春の帰国が予定されていたことが分かる。さらに元和七年二月五日付伊勢貞昌等書状に「昨日四日本多上野守殿・土井大炊助殿為御使被成御出、御暇御給候⁽⁸⁰⁾」とあり、二月四日に暇が出ている。同年十二月三日には国元で犬追物を張行しており在国が確認できる⁽⁸¹⁾。ついで元和九年閏八月二十四日付中山王宛家久書状に「去年冬以来令在江戸、当年夏公方様致供奉上洛之故、漸頃隙明帰国快然候⁽⁸²⁾」とあり、元和八年の冬に参勤し、翌年夏、秀忠に従って上洛し、次いで帰国したことが知られる。すなわち、家久は、元和七年の正月、元和九年の正月を江戸で迎えており、年頭に「使者」を送ることのできる年は元和八年を置いて他にはなく、この御内書は元和八年のものである⁽⁸³⁾。

七 柳生文書の家光御内書

柳生文書には、家光が花押を据えた文書が四通残されている⁽⁸⁴⁾。そのうちこの時期に属するものが表1にあげたように二通

ある。うち一通は次にあげるものであるが、他の一通は、家光自筆のものである。⁽⁸⁵⁾ 後者については、後述する。

新陰流兵法不残相伝、喜覚候、就其従手字種利劔奥者、無印而、八幡大菩薩・摩利支尊天、不可他言者也、

三月廿一日 家光（花押）

（宗矩）
柳生又右衛門尉とのへ

この文書は、家光が新陰流兵法の伝授に際して柳生宗矩に宛てて出した誓詞であり、端午・重陽・歳暮などにつかわれた御内書とは違い、奉者は記されていない。この誓詞には年を記さないが、次にあげる『本光国師日記』元和七年（一六二二）三月十四日条から、元和七年のものであることが確定する。

一同十四日、若君大納言様兵法御相伝ニ付而、柳生又右二御内書被下吉日御尋候、書付上ケ候、案左ニ有之、
（三月）
（徳川家光）
（宗矩）

軍法之御吉日

一三月廿一日 癸亥 破水 女

右大明日、天地和合日

以上

三月吉日考之 崇伝

右引合一重二認、善久ニ渡ス、

なお、家光の誓詞を、崇伝は「御内書」と呼んでいる点は注目される。

七 徳川頼宣宛の御内書

「権現様台徳院様大猷院様御内書写」には、一三七通の家光御内書が収められている。このうち表1に示したように、奉

者が酒井忠利・青山忠俊であるものが一八通ある。いずれも、「紀伊中納言」宛、家光の名乗と花押があり、書止文言は「恐々謹言」である。

年代推定の前提1・2から、表1に示した徳川1から徳川3までは、元和七年（一六二二）以降元和九年以前、徳川4から徳川9までは元和七年か元和八年、徳川10から徳川18までは元和六年から元和八年までのものである。

このうち閏十二月十六日付の御内書（徳川17）と閏十二月二十六日付の御内書（徳川18）とは、「潤十二月」とあることから、元和六年のものである。

七月二十七日付の御内書（徳川9）の年代を推定しよう。

就爰許相移候、早々使者、殊拾十贈給欣悦候、尚酒井備後守・青山伯耆守可申候、恐々謹言、

七月廿七日 家光御判

紀州

（徳川頼宣）
中納言殿

前提1・2から、この御内書は元和七年か八年のいずれかの年のものである。文頭に「就爰許相移候」とあることより、家光がこれ以前に居所を移したことが知られる。元和七年についてみると家光にはそうした動きはみられない。元和八年は、『梅津政景日記』四月二十二日条に「大納言様本多美濃殿屋敷へ御移二付」とあるように、家光は西丸を出て本多忠政の屋敷に移った。四月二十二日の移徙と、七月二十七日付の御内書に「早々使者」とあることには時間的なズレが少しあるが、このとき徳川頼宣は国元紀州にいたことを考慮すればさほど問題はない。以上の点からこの御内書は元和八年のものと推定される。

徳川頼宣宛の御内書の多くに「使者」の文字がみえ、頼宣の居所を確定することで年代推定が可能と考えられることから、

この時期の頼宣の居所を確定しておく。『本光国師日記』元和六年閏十二月十九日条に「(徳川頼宣)中納言様通仰二進候作左衛門戻ル(中略)水野出雲殿小田原と返書来ル」とあり、頼宣は元和六年閏十二月の末に江戸へ参勤している。江戸を離れるのは翌年二月である。⁽⁸⁶⁾主として『本光国師日記』の記事から頼宣の居所を辿れば、帰国以後、元和九年の秀忠・家光の上洛にあわせて六月に京都に来るまで⁽⁸⁷⁾国元和歌山にいる。このことは、この期の御内書に「使者」の語が多くみられることに符合するが、そこからは年代を確定することはできない。

奉者が酒井忠利・青山忠俊でないがこの時期のものと推定される御内書(徳川13)がある。

今度所勞之由、無心元御事候、能々可被加療養儀專一相覚候、猶井上清兵衛尉(政重)可申達候、恐々謹言、

十月十一日 家光御書判

紀伊

(徳川頼宣)
中納言殿

この御内書は、前提1から元和六年以降のものであり、頼宣の大納言任官が寛永三年(一六二六)九月であることから、寛永二年以前のものである。さらに先に検討したように、頼宣宛の家光御内書における書札礼は家光の將軍就職以降、書止文言が「恐々謹言」から「謹言」へと変化することからすれば、元和八年以前のものとなる。

この間の頼宣の様子をみると、三河吉田藩主松平忠利の日記(徳川頼宣)元和八年十月七日条に「九月廿八日紀州中納言様御煩候由三郎兵所と申越候」とあり、また同日記十一月十一日条に「(板倉重矩)板内膳殿紀州へ御使二被登候、中納言様御煩悪候由申候」とある

ように、この時期かなり重病であったことが知られ、この御内書の文面と一致する。さらに、元和八年十一月十一日付伊勢貞昌宛島津久元書状に「紀伊國中納言様御煩氣(中略)右御煩二付公方様之御使板倉内膳正殿、自大納言殿様御使井上清兵衛殿、是に被成御対面候」⁽⁸⁸⁾とあることから、この御内書は元和八年のものとなる。

第三節 年代確定作業の第二階段

年代確定作業の第二階段は、第一階段で得られた情報を基礎として、花押の型の変遷を主たる手段として年代推定を進めていく。

一 家光の花押の類型

表2は、第一階段で確定した御内書を文書群ごとに適宜時期を区切ってその月と花押の類型を示したものである。

この時期の家光の花押は、いずれも上下の横線、中央の縦線、中央の縦線の右側の三つの膨らみ、左側の一つの膨らみと下部の爪とからなっている(図1)、花押のⅠ型とⅡ型は大きくは異ならないが、Ⅰ型の下線の起筆はわずかに左上がりであるが、Ⅱ型ではかなり左上がりであり中央の縦線までの長さが短くなっている。

また中央の縦線がⅠ型では右に大きく傾いているが、Ⅱ型では傾きが少なくなり、右の膨らみの最下段が大きくなり全体として横長ではなくなる。Ⅲ型は、この段階では姿をみせないが、下線の起筆が強く押さえられ、また縦線右の三つの膨らみが少し鏡餅状に重なり始める。なお、Ⅲ型がこの時期の家光の花押のなかでは最も大きいものである。

Ⅳ型は、右の三つの膨らみが一層鏡餅状に重ねて描かれるようになり、Ⅲ型で見られた起筆の押さえがみられなくなる。Ⅴ型は、Ⅳ型と大きくは変わらないが、下線が起筆から筆の止るところまで同じ太さで描かれているのが特徴である。ここに

表2 家光の花押の型の変遷(1)

宛名	年	元和6	元和7					元和8	
		⑫	3	5	6	7	12	1	5
細川	忠利	Ⅰ			Ⅱ		Ⅳ		
毛利	輝元	Ⅰ		Ⅱ					Ⅴ
毛利	秀就					Ⅱ		Ⅳ	
蜂須賀	隆庵					Ⅱ			
蜂須賀	忠英	Ⅰ							
上杉	景勝	Ⅰ					Ⅳ		
立花	宗茂								
島津	家久							Ⅳ	
柳生	宗矩		Ⅰ						

注. ⑫は閏12月のこと。



V 型



I 型



VI 型



II 型



VII 型



III 型



東福寺文書



IV 型

図1 家光の花押の類型

は、Ⅵ型・Ⅶ型はまだみられないか、形状の特徴のみを先に述べておこう。Ⅵ型はⅤ型よりもⅣ型に近いが、右の三つの膨らみが完全に鏡餅状となり、また花押の大きさが少し小型になっている。Ⅶ型は、中央の縦線の傾きが大きくなり、右の三つの膨らみのうち上二つが少し小さくなり、かつ下線の起筆において筆の流れに添って押さえがみられ、かつ下線が少し長くなっている。

二 元和六年閏十二月の家光花押

家光の花押の型による年代推定の作業に入るまえに、同時期の花押にみられる偏差について検討しておこう。元和六年（一六二〇）閏十二月の御内書は、細川、毛利、蜂須賀、上杉の各文書に残されており、いずれも歳暮の祝儀に関するものである。異なる点は、上杉のものが二十二日付、細川のものが二十四日付、毛利と蜂須賀のものが二十五日付であり、わずかではあるが書かれた日に違いがある。

この四通の御内書に据えられた花押（図2）を検討すると、他のものに比して上杉2のものの縦線が少し左に膨らんで描



細川家文書



毛利家文書



蜂須賀家文書



上杉家文書

図2 元和6年閏12月の花押

かれている。また、細川4・毛利7・蜂須賀9のものは縦線が下線に達していないが、上杉2のものは下線に達している。上線についてみると、起筆は蜂須賀9のものでは上から縦に筆が運ばれてから右に引かれているが、上杉2ではわずかに左上から筆が入っているにすぎない。細川4・毛利7のものは、蜂須賀9と上杉2の中間に位置している。このように同時期・同内容の御内書においてこうした偏差があることを確認しておきたい。

なお、花押ではないが、この四通の御内書を詳細にみると、書体は二人の手がみられる。細川4と上杉2、毛利7と蜂須賀9が同じ手であり、この時期の家光の右筆は少なくとも二人いたことが分かる。さらに、「家光」の名乗の字体も書体同様であり、名乗までを右筆が書いたことが知られる。

三 花押の類型からの年代推定1

まず、端午・重陽・歳暮など同一の要件で発給された御内書について、花押の型から年代を推定する。元和六年閏十二月のI型の花押をもつものはいまのところ四通以外にはみられない。

毛利家文書の元和七年（一六二二）五月二日付宗瑞（毛利輝元）宛御内書（毛利2）を元にしたII型の花押を持つものは、五月二日付松平千松（蜂須賀忠英）宛の蜂須賀3と五月二日付薩摩宰相（島津家久）宛の島津2が該当し、それぞれ元和七年のものと推定される。両者とも年代確定のための前提1・2から元和七年か元和八年いずれかのものであり矛盾はない。このうち島津2については、『後編薩藩旧記雑録』⁽⁹¹⁾『島津家文書』はともに元和八年のものとしており、本稿の推定とは異なっている。

同じ五月二日付松平千松宛の蜂須賀4は、蜂須賀3が元和七年のものと定まったことと、前提1・2より元和七年か元和八年いずれかのものであることから、必然的に元和八年のものとなる。なお、蜂須賀4の花押は、毛利3の五月二日付幻庵

(毛利輝元) 宛の御内書の花押と同型である。

毛利家文書の元和八年五月二日付幻庵宛御内書(毛利3)を元にした類型Vの花押を持つものは、五月二日付松平長門守(毛利秀就)宛の毛利9⁽⁹³⁾、五月二日付松平千松宛の蜂須賀4、五月一日付立花左近(宗茂)宛の立花1⁽⁹⁴⁾、五月三日付松平主殿頭(忠利)宛の松平1⁽⁹⁵⁾の四通であり、それぞれ元和八年のものとなる。毛利9・蜂須賀4・立花1の御内書は、前提1・2から元和七年あるいは元和八年のものと推定され、元和八年のものとしても矛盾はない。また松平1は家光の名乗がなく花押のみであるが、奉者から元和七年か元和八年のものともみてよいであろう。蜂須賀4は、前述のように蜂須賀3が元和七年のものであるとしたこととも矛盾はしない。

細川家文書の元和七年十二月二十四日付細川内記(忠利)宛の御内書(細川3)を元にしたIV型の花押を持つものは、十二月二十三日付幻庵宛の毛利6⁽⁹⁶⁾、十二月二十三日付松平長門守宛の毛利13⁽⁹⁷⁾、十二月二十四日付松平千松宛の蜂須賀7⁽⁹⁸⁾、十二月二十三日付薩摩宰相宛の島津4⁽⁹⁹⁾、十二月二十七日付中川内膳正(久盛)宛の中川2⁽¹⁰⁰⁾、十二月二十四日付松平主殿頭宛の松平2の六通であり、元和七年のものと推定される。いずれも前提1・2とは矛盾しない。なお、中川2の花押は、細川3の花押よりも、元和七年十二月二十一日付の立花2の花押により近いものである。

島津4は、「可申候、恐々謹言」の部分を残し前半を欠くが、元和九年以降の島津家久宛の御内書での書止文言は「謹言」となるので、この御内書の断簡は元和八年以前のものであり、花押の類型からの推定には矛盾はない。

蜂須賀7・8・9は歳暮の祝儀に関するものであり、前提1・2から元和六年以降元和八年以前のものである。このうち蜂須賀9は前述のごとく閏十二月とあることから元和六年のものであり、蜂須賀7が元和七年のものであることと、歳暮の祝儀に関する御内書が同一人に同じ年に二度でることではないことを踏まえれば、十二月二十四日付松平千松宛の蜂須賀8⁽¹⁰¹⁾は元和八年のものと推定される。この蜂須賀8の花押をⅦ型とする。このⅦ型の花押は、Ⅴ型に比較して中央の縦線が少し右

に傾斜し、右の三つの膨らみのうち上の二つが若干小さくなり、さらに下線の起筆に添って押さえがみえ、かつ長さが長くなっている。元和九年八月五日付剛外和尚宛の公帖に据えられた花押⁽¹⁰⁶⁾（図1参照）は、起筆の押さえが異なるが同系統の花押である。Ⅶ型の花押を持つものは、十二月二十四日付薩摩宰相宛の島津⁽¹⁰⁵⁾、十二月二十四日付立花左近丞宛の立花⁽¹⁰⁶⁾、十二月二十四日付臼杵侍従（稲葉典通）宛の稲葉⁽¹⁰⁶⁾の三通であり、それぞれ元和八年のものと推定される。いずれも前提1・2とは矛盾しない。

四 花押の類型からの年代推定²

奉者が酒井忠利と青山忠俊である重陽の祝儀に関する御内書が、幻庵宛、松平長門守宛、松平千松宛のものがそれぞれ二通、米沢中納言宛、中川内膳正宛、臼杵侍従宛、松平宮内少輔（池田忠雄）宛のものがそれぞれ一通残されている。前提1・2から、これらは元和六年（一六二〇）以降元和八年以前のものである。花押に注目すると、これらは大きく二つの類型に分けることができる。前者の花押はⅢ型、後者の花押はⅥ型としてあげたものである。

重陽の祝儀に関する御内書が三つではなく二つのグループに分けられることから、これらの御内書は、元和六年、元和七年、元和八年のいずれか二年のものと推定される。さらに蜂須賀⁽¹⁰⁷⁾5は九月四日付、蜂須賀⁽¹⁰⁸⁾6は九月五日付であることと、家光の名乗が元和六年九月六日に確定したことから、元和六年の可能性はない。とすれば、これらの御内書は元和七年か元和八年のいずれかの年のものである。

前者の花押は、下線の起筆に特徴があり、一旦筆先が強く押さえられている。また、右の三つの膨らみに注目すると、上の二つの膨らみは小さくかつ下の膨らみに鏡餅状に重なりかけており、Ⅱ型からⅣ型の中間に属するものとみなしえる。一方Ⅵ型の花押は、Ⅴ型の花押と比較して下線の起筆が細く、また右の上の二つの膨らみはⅦ型に近いものとなっている。さ

らに、Ⅲ型をⅤ型とⅦ型のあいだに、またⅥ型をⅡ型とⅣ型のあいだに置くことはきわめて不自然であることから、Ⅲ型の花押は元和七年のもの、Ⅵ型の花押は元和八年のものとみなしえる。

とすれば九月五日付幻庵宛の毛利⁽¹⁰⁹⁾4、九月五日付松平長門守宛の毛利⁽¹¹⁰⁾11、九月四日付松平千松宛の蜂須賀5、九月三日付米沢中納言宛の上杉⁽¹¹¹⁾1、九月四日付臼杵侍従宛の稲葉⁽¹¹²⁾1の御内書は、元和七年のもの、九月七日付幻庵宛の毛利⁽¹¹³⁾5、九月七日付松平長門守宛の毛利⁽¹¹⁴⁾12、九月五日付松平千松宛の蜂須賀6、九月七日付中川内膳正宛の中川⁽¹¹⁵⁾1、九月五日付松平宮内少輔宛の本法寺⁽¹¹⁶⁾1の御内書は、それぞれ元和八年のものと推定される。

細川2の十一月十三日付細川内記(忠利)宛の御内書は、前提1・2から元和六年から元和八年の間のものであるが、花押の型は、Ⅲ型からⅣ型の間に位置するものであり、元和七年のものと推定される。本文に「就鷹野時分道服庸着綿子股引各二到来、色々被入念候段欣悦候」とあるように、この御内書は、家光の鷹野に際して忠利から贈った「道服」等に対する礼状である。この間の家光の鷹野の関するものとしては、『東武実録』の元和七年の条に「是年大納言家^(徳川家光)、御放鷹トシテ、河越二渡御有リ」とあるのがいまのところ唯一である。元和八年については七月二十八日から八月二十九日まで川越に出かけているが、この川越行は本丸普請にともなうものであり、また細川忠利がこの時点には江戸にいたことからすれば、この川越行が鷹野のためのものであったとしても、時間的ズレが大きすぎる。さらに、この御内書の出された十一月十三日が元和八年であるとする、この年の十一月十日には秀忠が西丸から本丸に、ついで家光が西丸に移徙していることから、家光が鷹野に出る状況にはなく、この御内書を元和八年のものとすることはできない。

島津⁽¹¹⁸⁾3の五月二十三日付薩摩宰相宛の御内書の花押は、Ⅴ型と一致し、元和八年のものと推定される。元和八年に二月に暇を得て、国元⁽¹¹⁹⁾に帰って間もなくのことであり、「音信」を送るに相応しい時期であり、そこに齟齬を見出すことはできない。

宗⁽¹²¹⁾1の十二月十八日付宗対馬守(義成)宛の御内書は、前提1・2から元和七年か元和八年のものである。さらにそこに

据えられた花押を検討すると、IV型の花押に属するものであることから、宗1は元和七年のものと推定される。なお、御内書の本文には「為音信、鶴二国之鰯到来、欣覚候」とあり、義成の在国が想定される。そこで義成の元和七年から元和八年の動向をみておこう。日野資勝の日記である「涼源院殿御記」の元和七年二月三十日条に「宗対馬守殿京へ御立寄も不知候」とあり、この日義成が京都を通過したことが知られる。次いで江戸にいた多賀社の慈性の日記（「慈性日記」⁽²⁾）元和七年三月二十七日条に「宗対馬御尋ニテ金欄廿卷御持参」とあり、在江戸が確認でき、二月三十日の京都通過は国元から江戸に向かつてのものであったことが知られる。「涼源院殿御記」元和七年七月三日条には「対州、去月廿三日將軍様御暇出申候、定上洛之由」とあり、六月二十三日に帰国の暇の出たことがわかる。さらに同日記同年七月十二日条に「宗対州へ、上洛珍重之由」とあり、義成の上洛が、ついで同日記同年十月八日条に「対州御立ノ跡へ参候」とあることから、京都発が確認できる。「涼源院殿御記」元和八年三月三日条に「宗対州伏見へ昨夕御着、又今日者逗留之由（中略）唯心様へも書状ヲ言伝申候」とあるように、当時江戸にいた日野輝資への書状を託していることから、義成がこの時江戸に下向したことが知られる。さらに、「涼源院殿御記」元和九年六月二十二日条に「宗対州上洛ニて迎ニ主水を山科まで遣申候」とあるように、この時江戸から上洛したことが確認でき、元和九年は江戸で新年を迎えたと推定される。以上の義成の居所と行動から、元和七年十二月は国元、元和八年十二月は江戸ということになり、音信として「鶴二、国之鰯」が家光のもとに贈られるのは元和七年がより相応しいことになる。

加藤⁽²⁾の六月三日付加藤式部少輔（明成）宛の御内書は、前提1・2から元和七年あるいは元和八年のものである。またその花押は、VI型に属するもので、この御内書は元和八年のものと推定される。宗義成宛の御内書に見られたように、家光への「音信」が大名達が下国したおりになされるものであるとするならば、加藤明成は元和八年は在江戸でないことになる。そこでこの間の明成の居所を辿ってみると、「涼源院殿御記」元和七年四月二十六日条に「加藤式部少輔^(明成)へ江戸へ下向ニ付

餞別を遣申也」とあり、また同二十八日条には「加藤式部江戸へ下向候由也」とあり、明成が四月二十八日には京都を發ち江戸に向かったことが知られる。とすれば、元和七年の六月三日には在江戸と考えて問題はないだろう。元和八年の明成の居所は「涼源院殿御記」元和八年正月二十九日条に「加式部殿人を下申候間、拙子も書状遣申候」とあることから、在京していたことは分るが、今のところ六月時点での居所を確定できない。しかし、元和七年六月には明成が江戸にいたことと、この御内書が元和七年か元和八年いずれかのものであることからすれば、元和八年とする花押の型からする年代推定はより蓋然性を増すであろう。

加藤⁽¹²⁴⁾の三月二十九日付加藤式部少輔宛の御内書は、前提1・2から元和七年から元和九年のいずれかのものである。花押の型から元和七年のものではなく、元和八年のものか元和九年のものであり、Ⅶ型に近いことからひとまず元和九年のものとしておく。

柳生1は三月二十日付柳生又左衛門（宗矩）宛の家光自筆書状である。

家のへいほうのこさすそうてん之處、満足二候、いよく此故なから、へいほうの儀能様二頼入候、又七郎儀のちく

（兵法）
（不沙汰）
（相伝）
（易）
までふさた有間敷候、たとへ又左衛門不有候共、七郎儀ふさた有間敷候間、心勘可存者也、

三月廿日 家光（花押）

（宗矩）
やきゆう又右衛門

まいる

この書状は、『大日本史料』は元和七年の兵法伝授の際のものとして扱い、また杉田定氏は「多分元和末年か寛永初年ノモノ⁽¹²⁵⁾」とし、今村嘉雄氏は「寛永五、六年頃のものか⁽¹²⁷⁾」としている。しかし、前提1から元和七年以降のものであり、花押の型は元和七年のものでもなく、後述するが寛永期の花押の型とも大きく異なり、最も近いのはⅤ型の花押であり元和八年

のものと推定される。

池田⁽¹²⁸⁾1の五月晦日付松平新太郎（池田光政）宛の御内書の花押も、V型に属し、元和八年のものと推定される。

二月二十九日付鞍馬妙寿院宛の妙寿院⁽¹²⁹⁾1の花押はⅦ型であることから元和九年、四月五日付の妙寿院⁽¹³⁰⁾2の花押はV型であることから、元和八年のものと推定される。

正月十三日付毛利幻庵宛御内書（毛利⁽¹³¹⁾1）と、二月十八日付蜂須賀蓬庵宛御内書（蜂須賀⁽¹³²⁾1）は前提1・2から元和七年、元和八年、元和九年のいずれかの年のものであるが、花押の型からすれば、Ⅰ型ともⅡ型とも、またⅦ型とも異なり、どちらかといえはⅣ型に近いが、なお確定しがたいののでしばらくおくことにする。

以上、花押の型を主たる根拠として年代推定をしてきたが、表3は、これらの成果を踏まえて、時期別の家光花押の変遷を示したものである。

五 写文書の年代推定

正月十日付紀伊中納言宛御内書（徳川⁽¹⁾）は、前提1・2から元和七年（一六二二）以降元和九年以前のものであり、

表3 家光の花押の型の変遷（2）

宛 名	年	元和 6	元和 7								元和 8								元和 9	
	月	⑫	3	5	6	7	9	11	12	1	3	4	5	6	9	12	2	3		
細川	忠利	I			II			III	IV											
毛利	輝元	I		II			III		IV				V		VI					
毛利	秀就					II	III		IV	IV			V		VI					
蜂須賀	蓬庵					II														
蜂須賀	忠英	I		II			III		IV				V		VI	VII				
上杉	景勝	I					III													
立花	宗茂								IV				V			VII				
島津	家久			II					IV	IV			V			VII				
柳生	宗矩		I								V									
中川	久盛								IV						VI					
松平	忠利								IV				V							
稲葉	典通						III									VII				
池田	忠雄														VI					
宗	義成								IV											
加藤	明成													VI				VII		
池田	光政												V							
妙 寿 院												V					VII			

注. ⑫は閏12月のこと。

「使者」とあることと元和七年正月は頼宣が在江戸であったことから、元和八年か元和九年いずれかの年のものとなる。正月十二日付の徳川2は、前提1・2から元和七年以降元和九年以前のものであり、「使者」とないことを根拠とすれば元和七年のものとなるが、なお元和八年・元和九年の可能性も残る。

二月四日付の徳川3は、前提1・2から元和七年以降元和九年以前のものであり、「使者」とあることと元和七年二月には頼宣が在江戸であったことから、元和八年か元和九年いずれかの年のものとなる。五月二日付の徳川4、五月三日付の徳川5はいずれも端午の祝儀に関するもの、七月六日付の徳川7、七月七日付の徳川8はいずれも七夕の祝儀に関するものであるが、前提1・2より元和七年か元和八年いずれかの年のものである。六月十六日付の徳川6は、前提1・2から元和七年か元和八年いずれかの年のものであり、本文に「使者」とあることと頼宣の在国とのあいだに矛盾もない。

九月七日付の徳川10、重陽の祝儀に関する九月七日付の徳川11、九月八日付の徳川12は、前提1・2からは、いずれも元和六年、元和七年、元和八年いずれかの年のものとなるが、元和六年は家光の名乗り初め直後であり、また先述したように元和六年九月にはなお大名への御内書が発給された例がないことからすれば、これらは元和七年か元和八年いずれかの年のものと推定される。十一月二十五日付の徳川14は、前提1・2から元和六年から元和八年のものであるが、元和六年・元和七年・元和八年とも在国でありこれ以上年代幅を縮めることはできない。

十二月二十三日付の徳川15、十二月二十四日付の徳川16はいずれも歳暮の祝儀に関するものであり、前提1・2から元和六年以降元和八年以前のものであり、さらに元和六年の歳暮の祝儀に関しては閏十二月二十四日付の御内書（徳川18）があることから、徳川15・徳川16は、元和七年か元和八年いずれかの年のものである。

小括

表4は、以上の年代確定・推定の作業の結果得られたものであり、当初に立てた第一の課題に答えたものである。この年代確定・推定の作業において、宛名となる人物の居所の確定が年代確定・推定の有力な手段となることが明らかとなった。この点は、大名の江戸参勤と在国とが繰り返される江戸時代にあつては極めて有効な手段である。年代確定・推定の手段としての第二は、花押の変遷である。御内書のように大量に発給される文書においては、同時期・同内容という性格を持つことから、特定時点での花押の型を確認することができ、花押の変遷の信頼度を確保することができる。このような方法の有効性が認められるならば、文書の年代推定のために居所の確定や花押の変遷はその基礎作業として極めて重要なものとなるう。

さらに、家光の御内書に則していえば、「使者」や「音信」が家光に送られるとき、その送付者は多くは国元にいることがほぼ明らかとなった。これもまた年代推定する場合の有力な手掛かりである。端午・重陽・歳暮の祝儀に関しては、御内書の文面には在国か在府かを窺わせる文言はみられない。事実、在国であつても在府であつても端午・重陽・歳暮の祝儀は送られ、御内書が出されている。それに対して年頭の祝儀については、御内書の残りは極めて悪く、かつ多くの年頭の祝儀に対する御内書には「使者」の語が含まれており、なお確定はしたが、送付者が在国していたことを推測させる。とすれば、この事実は、幕府の儀礼において端午・重陽・歳暮の礼と年頭の礼との間にはこの段階においても明確な差異のあつたことを示している。これが後年、端午・重陽・歳暮の祝儀にのみ御内書が出され、年頭には出されなくなる背景であつたと思われる。

最後に、極めて限定された世界であるが、当初に課題とした書札礼からみた武家社会の一端をみておこう。表5は、家光

表4 家光花押文書1 (編年)

年号	月	日	書出し	末	名乗	原	花押	奉者	宛名	出典
(元和 6)	⑫	16	鷹之鶴贈給之被入御念	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
(元和 6)	⑫	22	為歳暮祝儀小袖三被相	恐	家光	原	I	備伯	〈米沢〉中納言殿	上杉家文書
(元和 6)	⑫	24	為歳暮祝儀小袖三到来	謹	家光	原	I	備伯	細川内記宛	細川家文書
(元和 6)	⑫	25	為歳暮之祝儀小袖一重	恐	家光	原	I	備伯	宗瑞	毛利家文書
(元和 6)	⑫	25	為歳暮之祝儀小袖三到	也	家光	原	I	備伯	松平千松宛	蜂須賀家文書
(元和 6)	⑫	26	為歳暮祝儀小袖二重贈	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
(元和 7)	3	21	新陰流兵法不残相伝喜	也	家光	原	I	ナシ	柳生又右衛門とのへ	柳生文書
(元和 7)	5	2	為端午祝儀帷子五内単	恐	家光	原	II	備伯	宗瑞	毛利家文書
〈元和 7〉	5	2	為端午之祝儀帷子一単	也	家光	原	II	備伯	〈阿波〉松平千松宛	蜂須賀家文書
〈元和 7〉	5	2	為端午之祝儀帷子五内	恐	家光	原	II	備伯	薩摩宰相宛	島津家文書
(元和 7)	6	7	就其許下着為音信湯帷	謹	家光	原	II	備伯	細川内記宛	細川家文書
(元和 7)	7	1	為音信使者殊道服五到	謹	家光	原	II	備伯	松平長門守宛	毛利家文書
(元和 7)	7	12	就下国為音信經一箱到	也	家光	原	II	備伯	蜂庵	蜂須賀家文書
〈元和 7〉	9	3	為重陽祝儀小袖三被相	恐	家光	原	III	備伯	〈米沢〉中納言殿	上杉家文書
〈元和 7〉	9	4	為重陽祝儀小袖三到来	也	家光	原	III	備伯	松平仙松宛	蜂須賀家文書
〈元和 7〉	9	4	為重陽祝儀小袖二到来	謹	家光	影	III	備伯	臼杵侍従宛	稲葉文書
〈元和 7〉	9	5	為重陽祝儀小袖一重被	恐	家光	原	III	備伯	幻庵	毛利家文書
〈元和 7〉	9	5	為重陽祝儀小袖五到来	謹	家光	原	III	備伯	松平長門守宛	毛利家文書
(元和 7)	10	11	今度所勞之由無心元御	恐	家光	写	一	井上	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 7〉	11	13	就鷹野時分道服庸着綿	謹	家光	原	III	備伯	細川内記宛	細川家文書
〈元和 7〉	12	18	為音信鶴二国之鯉到来	也	家光	原	IV	備伯	宗対馬守宛	大阪青山短期大学所蔵文書
(元和 7)	12	21	於国本就越年使者殊小	也	家光	原	IV	備伯	立花左近宛	立花文書
〈元和 7〉	12	23	為歳暮之祝儀小袖一重	恐	家光	原	IV	備伯	幻庵	毛利家文書
〈元和 7〉	12	23	為歳暮之祝儀小袖五到	謹	家光	原	IV	備伯	松平長門守宛	毛利家文書
〈元和 7〉	12	23	(前欠)	恐	家光	原	IV	一	〈薩摩〉宰相殿	島津家文書
(元和 7)	12	24	為歳暮祝儀小袖三到来	謹	家光	原	IV	備伯	細川内記宛	細川家文書
〈元和 7〉	12	24	為歳暮祝儀小袖三到来	也	家光	原	IV	備伯	松平千松宛	蜂須賀家文書
〈元和 7〉	12	24	為歳暮祝儀小袖二到来	也	ナシ	影	IV	備伯	松平主殿頭とのへ	松平千代子氏
〈元和 7〉	12	27	為歳暮祝儀小袖二到来	也	ナシ	原	IV	備伯	中川内膳正とのへ	中川家文書
(元和 8)	1	12	為年頭之祝儀使者殊太	謹	家光	原	IV	備伯	松平長門守宛	毛利家文書
(元和 8)	1	12	為年頭之祝儀使者殊太	恐	家光	原	IV	備伯	薩摩宰相宛	島津家文書
〈元和 8 カ〉	1	23	為年頭之祝儀使者殊太	恐	家光	原	?	備伯	幻庵	毛利家文書
〈元和 8 カ〉	2	18	為年頭之祝儀小袖三并	也	家光	原	?	備伯	蓬安	蜂須賀家文書
〈元和 8〉	4	15	恒例祈禱札并條三筋到	也	ナシ	原	V	備伯	〈鞍馬〉妙寿院	鞍馬寺文書
〈元和 8〉	5	1	為端午祝儀帷子三之内	謹	家光	原	V	備伯	立花左近宛	立花文書

〈元和 8〉	3	20	家のへいほうのこさす	也	家光	原	V	ナシ	やきゆう又右衛門	柳生文書
〈元和 8〉	5	2	為端午之祝儀帷子五内	恐	家光	原	V	備伯	幻庵	毛利家文書
〈元和 8〉	5	2	為端午之祝儀帷子拾之	謹	家光	原	V	備伯	松平長門守 又	毛利家文書
〈元和 8〉	5	2	為端午祝儀帷子三之内	也	家光	原	V	備伯	松平千松 又	蜂須賀家文書
〈元和 8〉	5	3	為端午祝儀帷子三之内	也	ナシ	影	V	備伯	松平主殿頭とのへ	松平千代子氏
〈元和 8〉	5	23	為音信沈香五斤被贈之	恐	家光	原	V	備伯	〈薩摩〉宰相 又	島津家文書
〈元和 8〉	5	30	為音信奈良酒二樽串蛇	也	家光	原	V	備伯	松平新太郎 又	池田家文庫
〈元和 8〉	6	3	為音信道後酒五樽鯉節	也	ナシ	影	V	備伯	加藤式部少輔とのへ	水口加藤文書
〈元和 8〉	7	27	就爰許相移候早々使者	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 8〉	9	5	為重陽之祝儀小袖三到	也	家光	原	VI	備伯	松平千松 又	蜂須賀家文書
〈元和 8〉	9	5	為重陽祝儀小袖三到来	謹	家光	影	VI	備伯	松平宮内少輔 又	本法寺文書
〈元和 8〉	9	7	為重陽之祝儀小袖一重	恐	家光	原	VI	備伯	幻庵	毛利家文書
〈元和 8〉	9	7	為重陽之佳兆小袖五到	謹	家光	原	VI	備伯	松平長門守 又	毛利家文書
〈元和 8〉	9	7	為重陽祝儀小袖三到来	也	ナシ	原	VI	備伯	中川内膳正とのへ	中川家文書
〈元和 8〉	12	24	為歳暮祝儀小袖三到来	也	家光	原	VII	備伯	松平千松とのへ	蜂須賀家文書
〈元和 8〉	12	24	為歳暮祝儀小袖三到来	謹	家光	原	VII	備伯	立花左近丞 又	立花文書
〈元和 8〉	12	24	為歳暮祝儀小袖五被贈	恐	家光	原	VII	備伯	〈薩摩〉宰相 又	島津家文書
〈元和 8〉	12	24	為歳暮祝儀小袖一重到	謹	家光	影	VII	備伯	〈臼杵〉侍従 又	稲葉文書
〈元和 9〉	2	29	恒例祈祷之札并條三筋	也	ナシ	原	VII	備伯	〈鞍馬〉妙寿院	鞍馬寺文書
〈元和 9〉	3	29	為音信小袖五并国之酒	也	ナシ	影	VII	備伯	加藤式部少輔 又	水口加藤文書
〈元和 8 カ 9〉	1	10	為年頭之祝儀使者殊太	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 7 - 9〉	1	12	為年頭之祝儀太刀一腰	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 8 カ 9〉	2	4	為使者被差越松平久太	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 7 カ 8〉	5	2	為端午之祝儀帷子単物	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 7 カ 8〉	5	3	為端午之祝儀帷子五之	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 7 カ 8〉	6	16	為御音信使者殊奈良酒	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 7 カ 8〉	7	6	為七夕之祝儀黄金十両	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 7 カ 8〉	7	7	為生見玉祝儀黄金拾両	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 7 カ 8〉	9	7	為見廻使者殊奈良酒二	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 7 カ 8〉	9	7	為重陽之祝詞小袖二重	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 7 カ 8〉	9	8	為重陽祝儀小袖二重贈	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 6 - 8〉	11	25	奈良新酒朋樽贈給之祝	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 7 カ 8〉	12	23	為歳暮之祝儀小袖二重	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写
〈元和 7 カ 8〉	12	24	為歳暮祝儀小袖二重贈	恐	家光	写	一	備伯	〈紀伊〉中納言殿	御内書写

注. 年号の()は第一階梯、〈 〉は第二階梯での推定。

⑫は閏12月のこと。

止の欄は、文末の書止文言のことで、「恐」は「恐々謹言」、「謹」は「謹言」の略記。

原の欄の、「原」は原本、「影」は影写本、「写」は写本の略記。

奉者の欄の「備伯」は酒井備後守忠利・青山伯耆守忠俊の略記。

宛名の欄の〈 〉は、脇付であることを示す。

表5 大納言時代の家光の書札札

姓 名	官位	官職	高	書止文言	名乗	敬語	殿
徳川 頼宣	従三位	中納言	56	恐々謹言	○	○	一
上杉 景勝	従三位	中納言	30	恐々謹言	○	○	一
毛利 輝元	従三位	中納言	隠	恐々謹言	○	○	一
島津 家久	従四位下	参議	61	恐々謹言	○	○	一
毛利 秀就	従四位下	侍従	37	謹言	○	×	一
池田 忠雄	従四位下	侍従	32	謹言	○	×	一
立花 宗茂 ²	従四位下	侍従	11	謹言	○	×	一
細川 忠利	従五位下	侍従	40	謹言	○	×	一
稲葉 典通	従五位下	侍従	5	謹言	○	×	一
立花 宗茂 ¹	従四位下	侍従	11	也	○	×	一
宗 義成	従四位下	侍従	1	也	○	×	一
池田 光政	無位	無官	54	也	○	×	一
蜂須賀 忠英 ¹	無位	無官	26	也	○	×	一
蜂須賀 家政	従五位下	諸大夫	隠	也	○	×	一
蜂須賀 忠英 ²	無位	無官	26	也	○	×	一
柳生 宗矩	無位	無官	一	也	○	×	一
加藤 明成 ²	従五位下	諸大夫	一	也	×	×	一
中川 久盛	従五位下	諸大夫	7	也	×	×	一
加藤 明成 ¹	従五位下	諸大夫	嗣	也	×	×	一
松平 忠利	従五位下	諸大夫	3	也	×	×	一

注. 位階・官職は『徳川諸家系譜』『完成重修諸家譜』によった。
 高の欄の数字は、万石、「隠」は隠居、「嗣」は家督相続以前を示す。

の御内書の奉者が酒井忠利・青山忠俊の二人であった元和六年（一六二〇）九月から忠世へと交替する元和九年四月までの期間に御内書を受取ったものの官位と書札上の特徴とを示したものである。

まず、発給者である家光のこの間の地位の変化を確定しておく。すでに述べたように、家光が実質的に大納言となつたのは元和六年九月のことである。位階については、従三位・正三位叙任の正確な時期は判明しないが、大納言任官と同時に考えておきたい。家光は將軍宣下を受ける以前の元和九年三月十五日に右近衛大将と右馬頭に任官するが兼職であり、基本的な官位には変化はない。また、幕府内においても世継としての地位にも変化はない。以上を前提として表5をみていくと、家光のこの期

間の書札札には五つのかたちが見られる。書札の1は、書止文言が「恐々謹言」で家光の名乗が書かれ、相手に敬語を使用し、殿（~~殿~~）の書体は最も楷書に近いものである。書札の2は、「謹言」、名乗、敬語の非使用、殿（~~殿~~）が行書となるもの、書札の3は、「也」、名乗、敬語の非使用、殿（~~殿~~）の文字がいつそう崩されたもの、書札の4は、「也」、名乗、敬語の非使用、「とのへ」のもの、書札の5は、「也」、名乗なし、敬語の非使用、「とのへ」のものである。

いくつかの例外が見られるが、書札のおおよその傾向は、書札1は参議以上、書札2は侍従以上、書札3は無位無官の国

持大名、書札4は無位無官の国持大名で元服以前のものと剣術指南である柳生など特異なもの、書札5は従五位下諸大夫とすることがいえる。そこでは、中納言・参議・侍従といった官職が優先されている。また、従四位下より従五位下侍従のほうが書札札は厚く、位階は書札札においては従属的なものであったことがわかる。もう一つの特徴は、国持クラスの大名は、無位無官であっても、従五位下諸大名よりも書札のうえでは厚くあつかわれており、書札の世界に武士独自の序列も反映されている。なお、立花宗茂1・宗義成の例のように従四位下侍従でありながら書札3の例がみられるが、いまその要因を明確にしえない。今後の課題としたい。

注

- (1) 中村孝也『徳川家康文書の研究』（日本学術振興会 一九五八年）一九六〇年、徳川義宣『新修 徳川家康文書の研究』（徳川黎明会 一九八三年）。豊臣秀吉に関するものとしては、三鬼清一郎『豊臣秀吉文書に関する基礎的研究』（『名古屋大学文学部研究論集』史学三四 一九八八年）、三鬼清一郎『豊臣秀吉文書目録』（名古屋大学文学部 一九八九年）、同『豊臣秀吉文書目録（補遺Ⅰ）』（名古屋大学文学部 一九八九年）、小林清治『秀吉権力の形成 書札札・禁制・城郭政策』（東京大学出版会 一九九四年）がある。
- (2) 『古文書研究』四三号 一九九六年。
- (3) 『学習院大学史料館紀要』第八号 一九九五年。
- (4) 東京大学史料編纂所写真帳。以下、『細川家文書』の御内書は同写真帳によった。
- (5) 高橋修氏は前掲論文において、これまでの御内書についての研究史を概観したうえで、「御内書とは将軍、あるいはそれに近い権威・権力を握った武家の棟梁が発給する書状様式の文書である、と。さらにその形式が整い将軍自身ある種の機構化が進むと、ひらがな使用頻度の多寡が指標となつて書状と御内書に分化したと思われる」（一六頁）とされる。前段については、「将軍就任以前の家光発給御内書」（二七頁）と表現されていることも含めて大きな異論はないので、本稿でも将軍就任前のものも「御内書」と呼ぶことにする。後段については、氏は寛永十二年（一六三五）正月十六日付の伊達政宗宛の家光「御自筆ノ御書」（『伊達治家記録』の表現）を御内書と書状の区別の根拠とされている。しかし、寛永十八年七月五日付で大老酒井忠勝に宛てた家光の自筆の書（『東京大学史料編纂所蔵「酒井家文書」、山本博文「新発見の小浜酒井家文書」』（『東京大学史料編纂所研究紀要』第七号、一九九七年）参照）を酒井忠勝自らが包み封をした包紙に「寛永十八巳ノ七月五日当日卯 御自筆之御内書 封（忠勝黒印）」と記したように、家光自筆の仮名まじりの書状を「御内書」と呼んでいる。とすれば、氏の主張は成立しがたい。むしろ「ひらがな使用頻度の多寡」とされた文書の差異は、御内書か書状かの区別ではなく、自筆か右筆書であるかの違いを反映したものと見做すべきであろう。

(6) 御内書の文末に「某可申候」とみえる人物については、大野充彦氏は「江戸幕府発給文書について」(『土佐藩主山内家歴史資料目録』

高知県教育委員会刊 一九九一年)において「奉者」、上野秀治氏は前掲論文において「披露人」、高橋修氏は前掲論文で「御内書発給取扱人」とされている。また筆者も『中川家文書』(神戸大学文学部日本史研究室編 臨川書店 一九八七年)の解題で「取次者」と表現したが、いずれも決定的な根拠が示されている訳ではない。ここで「奉者」としたのは、『東武実録』(『内閣文庫所蔵史籍叢刊 1・2』汲古書院 一九八一年所収)に大名宛の御内書を「奉書」と呼んでいることをとりあえずの根拠とするが、なお検討の余地はあろう。

(7) 徳川秀忠付年寄、徳川家光付年寄の変遷については、拙著『江戸幕府老中制形成過程の研究』(校倉書房 一九九〇年)の第一章、第二章を参照されたい。

(8) 「家光公御請下書」(内閣文庫蔵)に、

源朝臣家光

右可従三位

(中略)

元和六年正月五日

(下略)

とある。

また、「菊亭文書」(東京大学史料編纂所影写本)に、

家光公

元和六年正月五日叙正三位

とある(『大日本史料』一二編三三一―三三二頁)。

(9) 『本光国師日記』は、本稿では特に断らない限り、副島種経校訂『新訂本光国師日記』(続群書類従完成会 一九七〇年)を用いた。

(10) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊65』(汲古書院 一九八六年)所収。

(11) 『本光国師日記』元和二年六月十一日条。

(12) 『寛政重修諸家譜』一三―二七頁の清次の項に「(元和)三年七月朔日卒す」とある。なお、本稿の用いた『寛政重修諸家譜』は、続群書類従完成会編の『新訂寛政重修諸家譜』(一九六五年)であり、巻数・頁はこれによって示した。

(13) 『寛政重修諸家譜』二一―八八頁の忠俊の項に「(元和九年)十月十九日ゆへありて御気色かうぶりて所領を削られ、岩槻城をあらため、上総国大多喜城に移され二万石の地をたまわる」とある。

(14) 『東武実録』元和九年二月是月の条に「公ノ釣命ヲ奉テ酒井雅楽頭忠世大納言家二奉仕ス」とある。

(15) 『寛政重修諸家譜』二一―三頁の忠世の項に「(元和)九年二月おほせによりて大猷院殿につかへたてまつる」とある。

(16) 「天英公御書写」(東京大学史料編纂所写本)。

(17) なお三河吉田城主で当時国元にいた松平忠利の日記(『忠利日記』

『豊橋市史』第六巻 一九七六年 所収)の元和九年五月二日条に「大納言様へ御付候衆書立こし申候」とあり、また『本光国師日記』同年五月六日条(崇伝在京都)に「大納言様へ御付候侍衆書付来ル」とあり、忠世の名は明示されていないが、この時期に

新たに家光に付けられたもののあつたことが知られ、四月二十二日説を補強してくれる。

(18) 東京大学総合図書館蔵「権現様台徳院様大猷院様御内書写」。東京大学史料編纂所写真帳による。

(19) 『徳川諸家系譜』(続群書類従完成会 一九七四年)二一―二三七頁の頼宣の項に「寛永三年八月十九日叙従二位任大納言」とある。

(20) 家光のこの時期の居所と行動については、藤井譲治「徳川家光の居所と行動」(『近世前期政治的主要人物の居所と行動』京都大学

人文科学研究所調査報告三七 一九九四年)を参照。

- (21) 高橋修氏は前掲論文において「將軍就任以前の家光発給御内書には家光付年寄である酒井忠行(「忠行」ではなく「忠利」である―藤井注)と青山忠俊の二人が御内書発給事務の任にあたっていた事がわかる。家光が將軍になると本丸筆頭年寄である酒井忠世にとつて代わり(二七頁)とされているが、厳密には將軍就職以前に奉者は酒井忠利・青山忠俊の二人から酒井忠世に代わっている。

(22) 東京大学史料編纂所写真帳。

- (23) 『綿考輯録』(出水神社 一九八九年)巻二九に「(元和八年)十二月、秀忠公之命ニ依て越中守と御改被成候、同廿三日^{あるハ誤なり}御登城、御札被仰上候」とある。なお、いまのところ「越中守」の初見は同年十二月二十五日付の細川忠興書状(『大日本近世史料 細川家史料』(以下『細川家史料』と記す)二一三五三号)の宛名であり、「内記」の最終は同年十二月十四日付細川忠興書状の宛名である。

(24) 東京大学史料編纂所編 東京大学出版会 一九六九年「続刊中」。

- (25) 五月五日細川忠興宛細川忠利披露状に「則廿八日二出船仕、昨日吉田へ罷著候」(『細川家史料』一一九二号(附))とある。

- (26) 『綿考輯録』元和五年条に「五月將軍御入洛二付^而、四月廿八日中津御出船、五月四日吉田御着被成候、ゆるりと御在京候て、秋冬之比江戸^江御下り被成候」とある。

(27) 『細川家史料』一一二六号。

(28) 「細川家文書」に次のような江戸幕府年寄連署奉書がある。

尚々いつもよりハ御煩永引候間、早々御越候^而御見廻可然候、
以上、

為上意申入候、仍越中守殿御持病致再発、散々之御気色二候、就其從^(細川忠興)
公方様被仰付、延寿院など色々療治二御座候へ共、然^(徳川秀忠)与御駿氣も無御

座二付、右之通可申入之旨 御詮二候、此度之御煩者いつも二相替候由、被付居候衆も被申事候間、御越候^而御見廻可然存候、恐々謹言、

^(元和六年)
閏十二月十二日 安藤村馬守 重信(花押)

土井大炊助 利勝(花押)

本多上野介 正純(花押)

酒井雅楽頭 忠世(花押)

細川内記殿^(忠利)

- (29) 元和六年閏十二月二十一日付長岡式部少輔等宛細川忠利書状に「我等ハ今夜出船申候間」とある(『綿考輯録』巻一八)。

- (30) 『大日本古記録 梅津政景日記』(東京大学史料編纂所編 一九五三年)一九六六年)五。以下、「梅津政景日記」と略称する。

- (31) 『綿考輯録』巻二九は、忠利の江戸着を正月二日としているが、『梅津政景日記』の記事が伝聞ではなく、細川忠利自らの通報であることから正月六日を採用する。

(32) 『綿考輯録』巻二九。

(33) 『細川家史料』一一二八三号。

(34) 「泰重卿記」(宮内庁書陵部蔵)。

- (35) 『東武実録』での「奉書」は、通例の御内書の意である。当時の用法として注目される。

- (36) 『大日本史料』二二編三七は、元和七年五月三日条に「幕府、豊前小倉城主細川忠利二暇ヲ給ス、尋デ、忠利、江戸ヲ発シテ、国ニ帰ル」との網文を立て、忠利の暇の日を五月三日とするが、『東武実録』の記事の解釈に誤りがある。

- (37) 『細川家史料』八―七五号。なお、『本光国師日記』元和七年十二月十四日条(崇伝在江戸)に「細川内記殿下著」とある。
- (38) 『細川家史料』二―二六四号。
- (39) 『細川家史料』九―一二二二号。
- (40) 防府毛利報公会博物館蔵。なお、毛利家文書は、一部が『大日本古文書 毛利家文書』(東京大学史料編纂所編、以下、『毛利家文書』と略記)として刊行されているが、御内書をはじめなお多く史料が伝来している(『山口県歴史資料調査報告書第二集Ⅰ 毛利家歴史資料目録―古文書・典籍編―』山口県教育委員会 一九八三年)。なお、本稿では、原本の写真を使用した²が、便宜のため『毛利家文書』の巻号と文書番号を適宜注記した。
- (41) 『寛政重修諸家譜』一〇―一二四頁。
- (42) 同前。
- (43) 『毛利家文書』三―一〇八七号。
- (44) 元和九年七月以降、奉者が酒井忠世である家光御内書の宛名はいずれも「幻庵」である(『毛利家文書』)。
- (45) 『毛利家文書』三―一一一〇号に収められているが年代推定はなされていない。
- (46) 『毛利家文書』四―一四四三号。
- (47) 『大日本史料』一二編三七―七二頁。
- (48) 京都大学文学部古文書室蔵「江戸幕府朱黒印内書留」一。この秀忠公御内書の原本は「毛利家文書」に残されている。『毛利家文書』には三―一〇八二号文書として収録されているが年代推定はなされていない。
- (49) 『毛利氏四代実録考証論断』(『大日本史料』一二編四九―三頁)。
- (50) 『萩藩閥閥録』巻一七の児玉三郎右衛門の冊に「児玉若狭守元忠小二郎 三郎左衛門 元和九年正月廿日死」とある。
- (51) 『毛利家文書』四―一四一六号。
- (52) 『毛利家文書』三―一一〇二号。
- (53) 国立史料館蔵。
- (54) 『寛政重修諸家譜』六―二四四頁の忠英の項に「(元和)九年九月十日御前にをいて元服し、(中略)従四位下阿波守に叙任す」とある。
- (55) 「蜂須賀家文書」八九三―一二二。番号は国立史料館の史料番号、以下同じ。宛名の「蜂庵」はこの時期に一次的に幕府史料にみられるが、以降は「蓬庵」の表記となる。なお、この蜂庵宛の御内書は高橋前掲論文には落ちていない。
- (56) 『寛政重修諸家譜』六―二四三頁の至鎮の項に「(元和)六年二月二十六日徳島に卒す」とある。
- (57) 二通とも「蜂須賀侯爵家文書」(東京大学史料編纂所影写本、『大日本史料』一二編三三―三二二頁)。なお、これらの御内書は国立史料館蔵の蜂須賀家文書には含まれていない。
- (58) 「蜂須賀侯爵家文書」(『大日本史料』一二編三四―二四七頁)。この御内書も国立史料館蔵の蜂須賀家文書には含まれていない。なお、『東武実録』には「同(八月)二十八日、蜂須賀蓬庵、松平千松<sup>後阿波守
二任ス</sup>ニ、連札ノ奉書ヲ賜リ、漸ク寒天ニ向、其上千松久々ニテ帰国タルノ間、領国ニ於テ越年仕、来年ニ至テ参勤ノ節ヲ窺ヒ参府致スヘキノ由ヲ仰出サル」とある。
- (59) 『東武実録』同目条。
- (60) 「江戸幕府朱黒印内書留」では「二而」が「に而」、「国元」が「国許」、「儀」が「義」など文字に細かな違いがみられるものも、基本的には異ならない。
- (61) 『細川家史料』一―二八一号。
- (62) 『細川家史料』一―二八〇号。

(63) なお『本光国師日記』元和七年五月二十二日条に「阿州川首座へ

書状遣ス、(中略)蓬庵・千松殿へ御心得頼入と申遣ス」とあり、この時点で蓬庵は阿波にいた可能性はあるが、確定しがたい。

(64) 元和七年後半から元和八年前半は東国大名在府の期間である。

(65) 『山内家史料 第二代 忠義公紀』第一編(山内神社宝物資料館一九八〇年)元和九年正月十三日条に、次のような江戸幕府年寄連署奉書が収載されている。

以上

明十三日之晩、御茶可給之旨被仰出候、堀尾山城守殿・松平新太郎殿・松平仙松殿・稲葉彦六殿・立花飛騨守殿被仰談、八以前可有御登城、恐恐謹言、

土井大炊助

正月十二日

利勝

酒井雅楽頭

忠世

松平土佐守殿

この奉書は、蜂須賀忠英の元和九年九月十日の阿波守任官と立花宗茂の元和八年十二月二十八日の飛騨守任官とから元和九年のものである。

(66) 徳島県 一九一四年。

(67) 土井利勝は、寛永九年に家光付年寄となるまでは秀忠付年寄である(拙著『江戸幕府老中制形成過程の研究』第二章参照)。

(68) 『蜂須賀家文書』八九二―四四。『東武実録』には「同日、松平千松縹珍三十巻尉斗一箱ヲ献ス」とある。

(69) 東京大学史料編纂所写真帳。なお、上杉家文書は『大日本古文書上杉家文書』(東京大学史料編纂所編)として刊行されており、同書にはこの二点のみが収録されている。

(70) 『上杉家文書』でも元和六年のものとされている。

(71) 柳川古文書館蔵。

(72) 『立花文書』二〇三。番号は柳川文書館の史料番号である。なお、この御内書は『福岡県史』近世史料編柳川藩初期(上)に収録されているが、奉者の「酒井備後守」を「酒井備前守」と読み、かつ人物比定を「酒井忠朝カ」としているが、忠朝の父酒井忠利の誤りである。

(73) 『寛政重修諸家譜』二一三七〇頁の宗茂の項に「(元和)八年十二月二十七日仰によりて飛騨守にあたらむ」とある。

(74) 『立花文書』一八九。『大日本史料』一二編三七―五四頁。なお、読みは原本によった。

(75) 『富士谷家文書』(『大日本史料』一二編四八―五三三頁)。

(76) 『細川家史料』九―一五号。

(77) 東京大学史料編纂所写真帳。「島津家文書」は、『大日本古文書島津家文書』(東京大学史料編纂所編)として刊行されており、そこには六五点が収められているが、五点が洩れている。なお本稿で取上げる家光御内書はすべて収録されている。

(78) 『細川家史料』八一三―一四号。

(79) 『後編薩藩旧記』七五。

(80) 『後編薩藩旧記』七六。

(81) 『大日本史料』一二編三九―八一頁。同日条。

(82) 『後編薩藩旧記』七六。

(83) なお、この御内書は、『島津家文書』二一八八七号でも元和八年と比定されている。

(84) 今村嘉雄『改訂 史料柳生新陰流』(新人物往来社 一九九五年)。

(85) 両者とも『大日本史料』一二編三七―二四三頁に写真とともに掲載されている。

- (86) 「紀伊和歌山徳川家譜」同年条に「二月帰国」とある(『大日本史料』一二編三七―一八八頁)。
- (87) 「忠利日記」元和九年六月一八日条に「(徳川義宣)なこや中納言様・紀州中納言様へ御見廻申候」とあることから六月十八日以前に上洛している。
- (88) 十一月十一日伊勢貞昌宛島津久元書状(「後編薩藩旧記」七六)。
- (89) 「蜂須賀家文書」八九三―六六。
- (90) 「島津家文書」二一九〇五号。
- (91) 「後編薩藩旧記雑録」七六。
- (92) 「蜂須賀家文書」八九三―五二。なお高橋前掲論文の表では「五月一日」付となっているが、「五月二日」付である。
- (93) 「毛利家文書」三一―一〇四号。『毛利家文書』では年代推定はなされていない。
- (94) この御内書は、『福岡県史』近世史料編柳川藩初期(上)に四八〇号文書として収録されているが、年代推定はなく、また奉者の「酒井備後守」を酒井忠朝としているが、忠朝ではなく酒井忠利の誤りである。
- (95) 「松平千代子氏所蔵文書」(東京大学史料編纂所影写本)。
- (96) 「毛利家文書」三一―一〇七九号。『毛利家文書』では年代推定はなされていない。
- (97) 「毛利家文書」には収録されていない。
- (98) 「蜂須賀家文書」八九三―一〇九。
- (99) 「島津家文書」二一九一―一〇号。『島津家文書』では年代推定はなされていない。
- (100) 神戸大学文学部蔵。『中川家文書』(神戸大学文学部日本史研究室編 臨川書店 一九八七年)一四八号では元和八年以前と推定している。
- (101) 元和九年七月以降奉者が酒井忠世である島津家久宛の家光の御内書書止文言はすべて「謹言」である。
- (102) 「蜂須賀家文書」八九三―一〇六。
- (103) 「東福寺文書」(東京大学史料編纂所写真帳)。
- (104) 「島津家文書」二一九〇七号では、「コノ文書、元和六年若シクハ元和七年ノモノナルベシ」としている。
- (105) この御内書は、『福岡県史』近世史料編柳川藩初期(上)に四八二号文書として収録されているが、年代推定はなく、また奉者の「酒井備後守」を「酒井備前守」と読んでいる。
- (106) 「稲葉文書」(東京大学史料編纂所影写本)。
- (107) 「蜂須賀家文書」八九三―六八。
- (108) 「蜂須賀家文書」八九三―六九。
- (109) 「毛利家文書」には収録されていない。
- (110) 「毛利家文書」三一―一〇七七号。『毛利家文書』では年代推定はなされていない。
- (111) 「上杉家文書」三一―一〇九八号。『上杉家文書』では年代推定はなされていない。
- (112) 「稲葉文書」(東京大学史料編纂所影写本)。
- (113) 「毛利家文書」には収録されていない。
- (114) 「毛利家文書」三一―一〇六号。『毛利家文書』では年代推定はなされていない。
- (115) 「中川家文書」一四七号では元和八年以前と推定している。
- (116) 「本法寺文書」(東京大学史料編纂所影写本)。
- (117) 「元和年録」元和八年十一月十日条に「(徳川家光)新御城御普請出来、西丸より公方様御移徙、大納言様西丸へ御移」とある。
- (118) この御内書の年代を「島津家文書」(二一九〇九号)は元和七年、『後編薩藩旧記雑録』は寛永十年のものとしている。

- (119) 元和七年二月五日付伊勢貞昌等書状に「昨日四日本多上野守殿・土井大炊助殿為御使被成御出、御暇御給候」(「後編薩藩旧記」七六)とある。^(利勝)
- (120) 元和七年四月六日付中城王子宛島津家久書状に「近日從江戸致帰国令披見候」(「後編薩藩旧記」七六)とあり、四月中には帰国していたものと思われる。
- (121) 「大坂青山短期大学所蔵文書」。
- (122) 本稿で「宗対州御尋ニテ金欄廿卷御持参」と読んだところを、『大日本史料』(一一編三七―二二五頁)では「宗対馬御宿マテ金欄廿卷御持参」と読んでいる。
- (123) 東京大学史料編纂所影写本。
- (124) 前同。
- (125) 『大日本史料』一二編三七―二四三頁。
- (126) 『柳生の研究』(非売品 一九二六年)。
- (127) 『新訂 柳生新陰流』下巻三四三頁。
- (128) 『池田家文書』(岡山大学附属図書館蔵)。
- (129) 東京大学史料編纂所写真帳。
- (130) 前同。
- (131) 『毛利家文書』三一〇七四号。『毛利家文書』では年代推定はなされていない。
- (132) 『蜂須賀家文書』八九三―三七。

附記

本稿は平成九・一〇・一一年度文部省科学研究費基盤研究C2「徳川秀忠・徳川家光関係文書の基礎的研究」の研究成果の一部である。